

平成28年6月8日  
輸出入者セミナー  
説明資料

# 原産地規則の概要と最近の動向について ～初級者・中級者向け～



東京税関 業務部  
総括原産地調査官  
(東京担当)

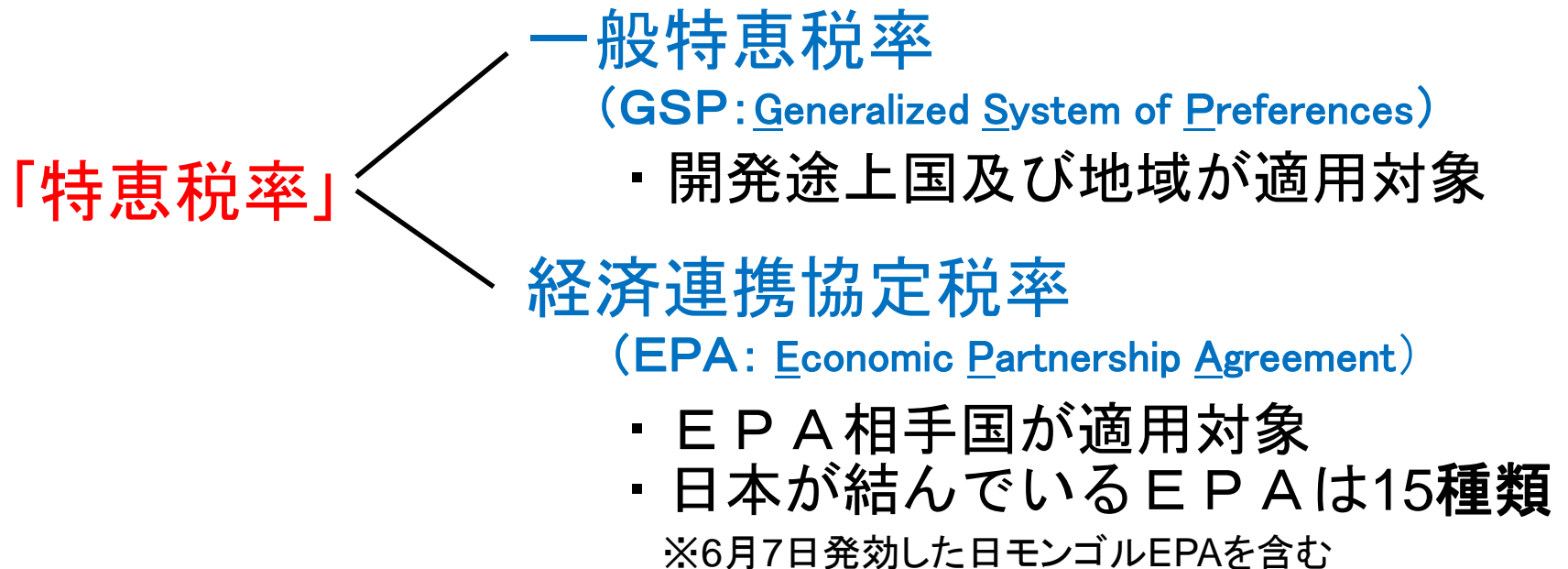
# 本日の説明事項

1. 特恵税率と原産地規則
2. 原産地基準（原産品とは）
3. 積送基準と手続的要件
4. 原産地規則の最近の動向

# 1. 特恵税率と原産地規則

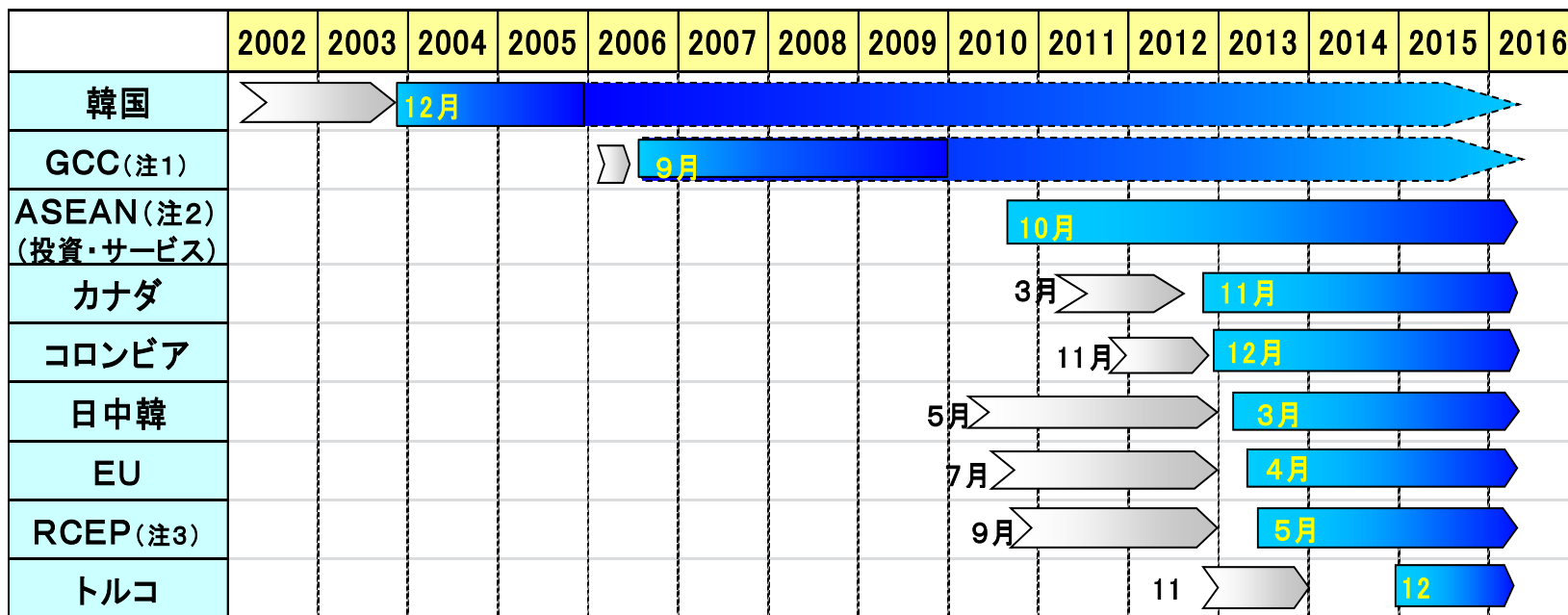
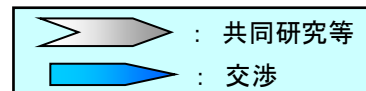
# 特恵税率とは

- 「特恵税率」とは、特定の国・地域の産品に対して与えられる他の国よりも低い税率。



# 各国との交渉中EPAの進捗状況

(2016年6月時点)



## ※発効又は署名済みEPA

シンガポール	2002年11月発効 (2007年9月改定)	フィリピン	2008年12月発効
メキシコ	2005年 4月発効 (2012年4月改定)	スイス	2009年 9月発効
マレーシア	2006年 7月発効	ベトナム	2009年10月発効
チリ	2007年 9月発効	インド	2011年 8月発効
タイ	2007年11月発効	ペルー	2012年 3月発効
インドネシア	2008年 7月発効	豪州	2015年 1月発効
ブルネイ	2008年 7月発効	モンゴル	2015年 2月署名 (2016年6月発効)
ASEAN(物品貿易)	2008年12月発効	TPP (注4)	2016年 2月署名 (未発効)

(注1)GCC(湾岸協力理事会) : アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン(計6か国); 2009年以降、交渉延期

(注2)ASEANとの日ASEAN包括経済連携協定は、物品貿易については署名・発効済(インドネシアとの間では未発効)であるが、投資・サービスについては、2010年から交渉中。

(注3)RCEP(東アジア地域包括的経済連携) : ASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド(計16か国)

(注4)TPP(環太平洋パートナーシップ) : シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本(計12か国)

# 特惠税率適用のための条件

① 輸入される製品に関し、**特惠税率が設定**されていること（EPA税率の場合、協定の譲許表、一般特惠税率の場合は関税暫定措置法別表）

② 生産された貨物が、「**原産品**」であると認められること（=**原産地基準を満たしている**こと）

→この原産地基準を満たしていることを証明する書類が「**原産地証明書**」

③ 運送の途上で「原産品」という資格を失っていないこと（=**積送基準を満たしている**こと）

→この積送基準を満たしていることを証明する書類が「**運送要件証明書**」（通し船荷証券の写し等）



4つの条件をすべて満たさなければいけない！

# 日本に輸入する貨物に特惠税率を使うには

STEP0 輸入する貨物のHS番号を確認しましたか？

STEP1 輸出国は特惠税率の適用対象国・地域ですか？

STEP2 特惠税率が設定されていますか？

STEP3 輸入する貨物は輸出国の原産品ですか？  
(原産地基準を満たしていますか?)

STEP4 原産地証明書等を入手しましたか？  
(手続的規定を満たしていますか?)

※日豪EPAでは輸入者等が自ら作成した輸入貨物が原産品である旨の申告書を提出する方法(自己申告制度)を導入

STEP5 輸出国から日本までは直接運送されましたか？  
(積送基準を満たしていますか?)

# 関税分類番号(HS番号)とは？

- 関税分類番号(HS番号)

- 関税分類番号(HS番号)～HS条約(商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約)の品目表の番号

- 類(2桁)・・・(例)第26類

Chapter

- 項(4桁)・・・(例)第26.01項

tariff heading

- 号(6桁)・・・(例)第2601.11号

tariff subheading

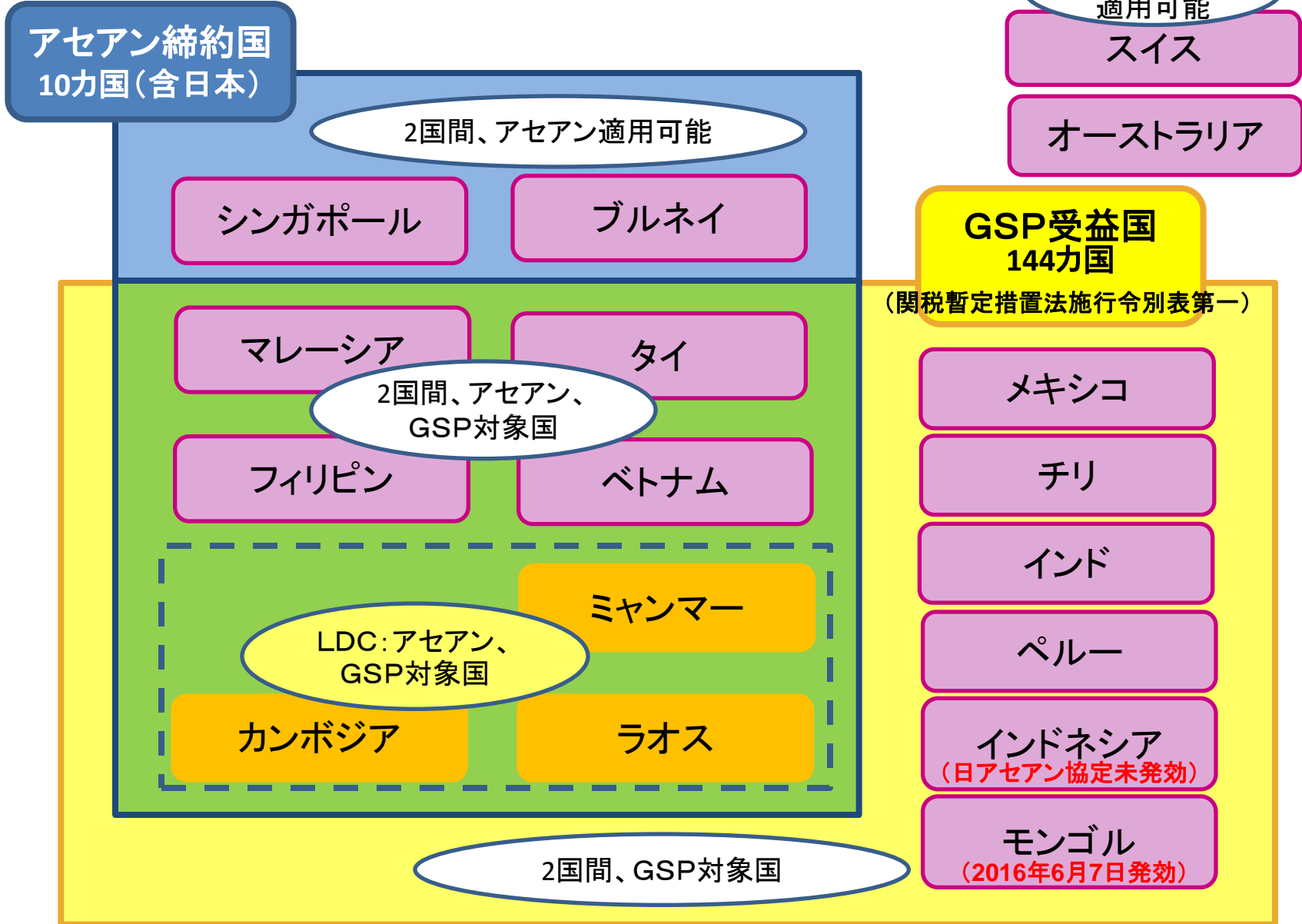
第5部 鉱物性生産品

第26類 鉱石、スラグ及び灰

統計番号 Statistical code		品名 Description
番号 H.S. code		
26.01		鉄鉱(精鉱及び焼いた硫化鉄鉱を含む。)
		鉄鉱(精鉱を含むものとし、焼いた硫化鉄鉱を除く。)
2601.11	000	凝結させてないもの
2601.12	000	凝結させたもの
2601.20	000	焼いた硫化鉄鉱



# (STEP1関連) 特惠適用対象国



(2016年6月現在)



# (STEP2関連) 特恵税率はこちらから確認できます

(例) 19類の場合

①『輸出入の手続き』をクリック

②『実行関税率表』をクリック

③『実行関税率表』(最新版は2016年4月版)をクリック

④(第19類の)税率をクリック

⑤GSP、各EPAの特恵税率を確認できます  
(空欄の箇所には特恵税率は設定されていません)

税関ホームページ  
<http://www.customs.go.jp/>

The screenshot shows the Japanese Customs website interface. The navigation path is highlighted with red arrows and boxes:

- Step 1: Click on "輸出入の手続き" (Import/Export Procedures) in the top navigation bar.
- Step 2: Click on "実行関税率表" (Applied Tariff Schedule) in the left sidebar.
- Step 3: Click on "実行関税率表" (Applied Tariff Schedule) in the main content area.
- Step 4: Click on the "税率" (Rate) column for category 19 in the table.
- Step 5: Check the GSP and EPA preferential rates in the table.

The table shows the following categories and their corresponding rates:

分類	品名	税率
第16類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調制品	税率
第17類	糖類及び砂糖菓子	税率
第18類	ココア及びその調製品	税率
第19類	穀物、穀粉、でん粉又はその調製品及びベーカリー製品	税率

The detailed table for category 19 shows the following items and their rates:

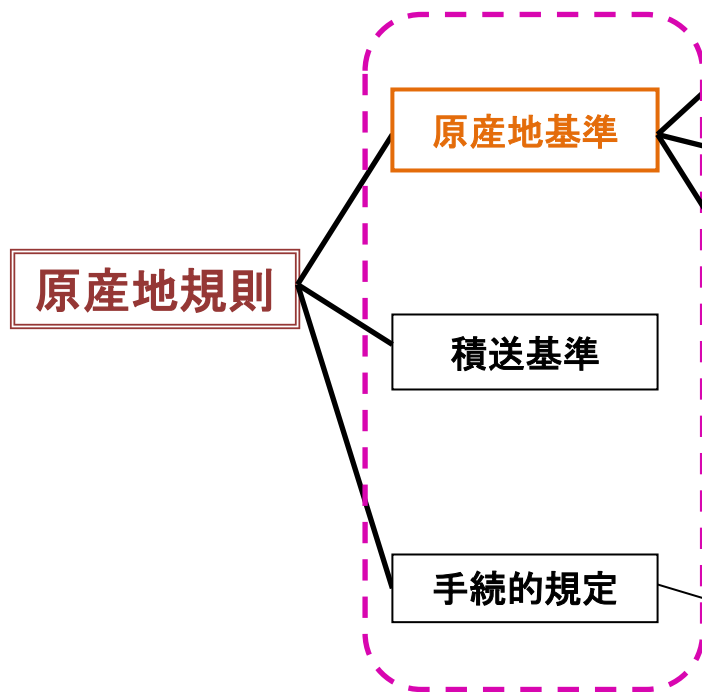
品目	品名	基本税率	特恵税率
1901.10	小麦粉(小麦若しくはデュラムデュム小麦から製し、水分率(乾燥状態)が14%以下のもので、1kgあたり1.2kg以上のものであるもの)	10%	0%
1901.20	小麦粉(小麦若しくはデュラムデュム小麦から製し、水分率(乾燥状態)が14%以下のもので、1kgあたり1.2kg未満のものであるもの)	10%	0%
1901.30	小麦粉(小麦若しくはデュラムデュム小麦から製し、水分率(乾燥状態)が14%以下のもので、1kgあたり1.2kg未満のものであるもの)	10%	0%
1901.40	小麦粉(小麦若しくはデュラムデュム小麦から製し、水分率(乾燥状態)が14%以下のもので、1kgあたり1.2kg未満のものであるもの)	10%	0%
1901.50	小麦粉(小麦若しくはデュラムデュム小麦から製し、水分率(乾燥状態)が14%以下のもので、1kgあたり1.2kg未満のものであるもの)	10%	0%
1901.60	小麦粉(小麦若しくはデュラムデュム小麦から製し、水分率(乾燥状態)が14%以下のもので、1kgあたり1.2kg未満のものであるもの)	10%	0%
1901.70	小麦粉(小麦若しくはデュラムデュム小麦から製し、水分率(乾燥状態)が14%以下のもので、1kgあたり1.2kg未満のものであるもの)	10%	0%
1901.80	小麦粉(小麦若しくはデュラムデュム小麦から製し、水分率(乾燥状態)が14%以下のもので、1kgあたり1.2kg未満のものであるもの)	10%	0%
1901.90	小麦粉(小麦若しくはデュラムデュム小麦から製し、水分率(乾燥状態)が14%以下のもので、1kgあたり1.2kg未満のものであるもの)	10%	0%

## 2. 原産地基準(原産品とは)

# 原産地規則の構成(概略)

特恵税率が  
設定されて  
いること

## 原産地規則の 3大構成要素



## 3種類の原産品

完全生産品

(材料：[自然]または完全生産品のみ)

原産材料のみから  
生産される産品

(材料：原産材料のみ)

実質的変更基準を  
満たす産品

(材料：非原産材料を使用)

EPAのみ。  
GSPでは実質的変更基準を満たす産品に含まれる。

## 実質的変更基準

関税分類変更基準

付加価値基準

加工工程基準

実質的変更基準の例外

累積 (EPAのみ)

自国関与 (GSPのみ)

僅少の非原産材料

原産資格を与えることとならない作業

## 原産地基準を満たしていること

(=生産された貨物が「**原産品**」であると認められること)

### 【日タイEPA第28条 原産品】

この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の**原産品**とする。

(a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、2に定めるもの

完全生産品

(b) **当該締約国の原産材料**のみから当該締約国において完全に生産される産品

原産材料のみから生産される産品

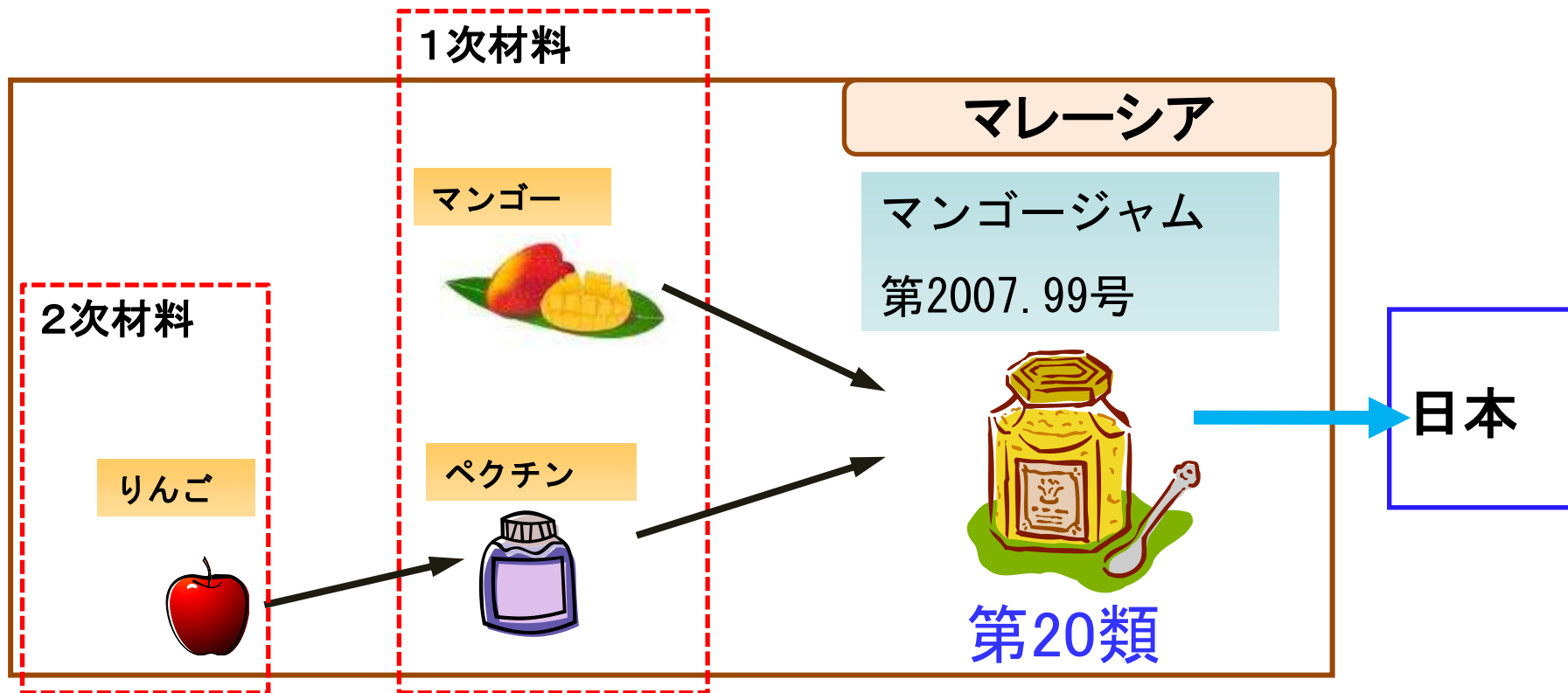
(c) **非原産材料**をその全部又は一部につき使用して当該締約国において完全に生産される産品であって、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

実質的変更基準を満たす産品

⇒ (a) ~ (c) のいずれかであれば、特恵待遇を要求できる。

\*他のEPAにおいてもほぼ同様の規定あり

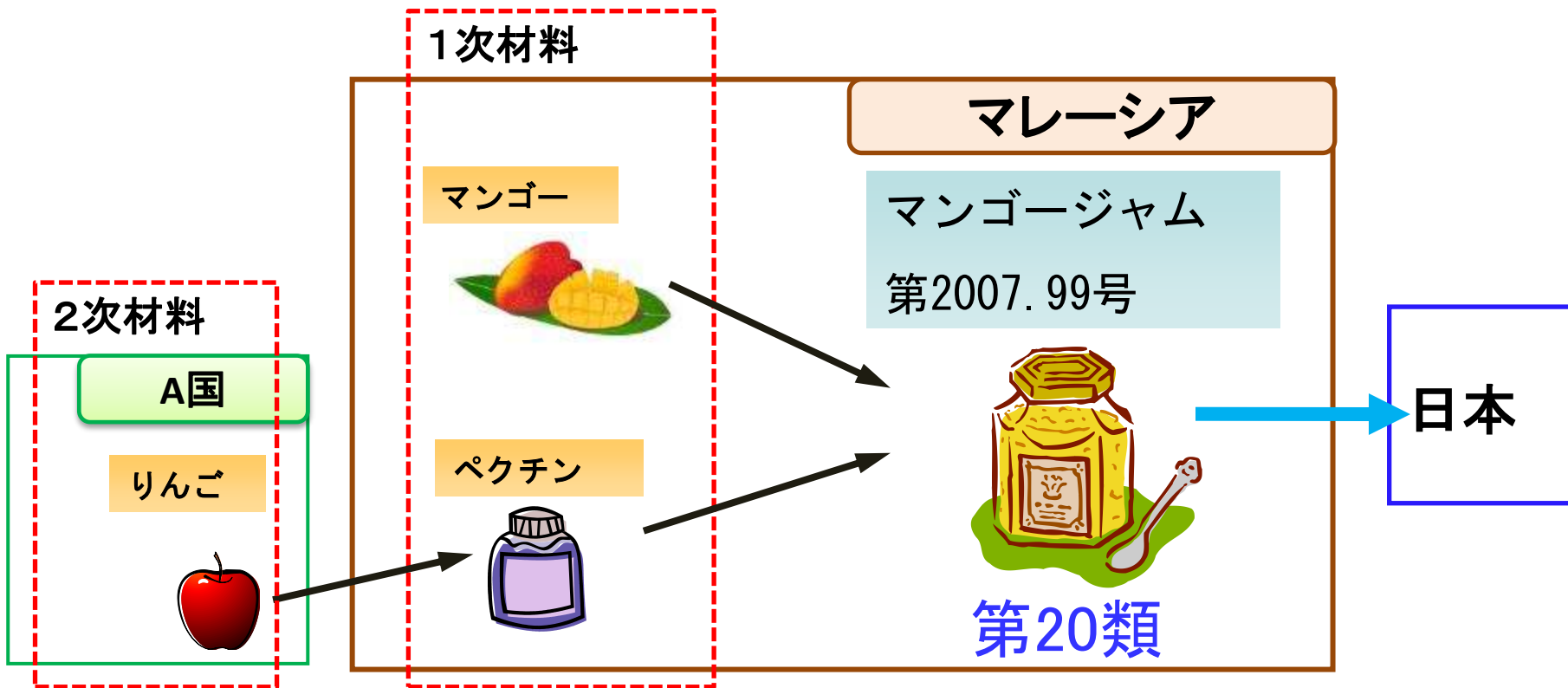
# ① 完全生産品



その「生産」に1カ国のみが関与する(=「生産」が1カ国で完結している)産品

- タイプ1: 農水産品、鉱業品の一次産品
- タイプ2: くず、廃棄物やそれらから回収される物品
- タイプ3: 完全生産品のみから生産される物品

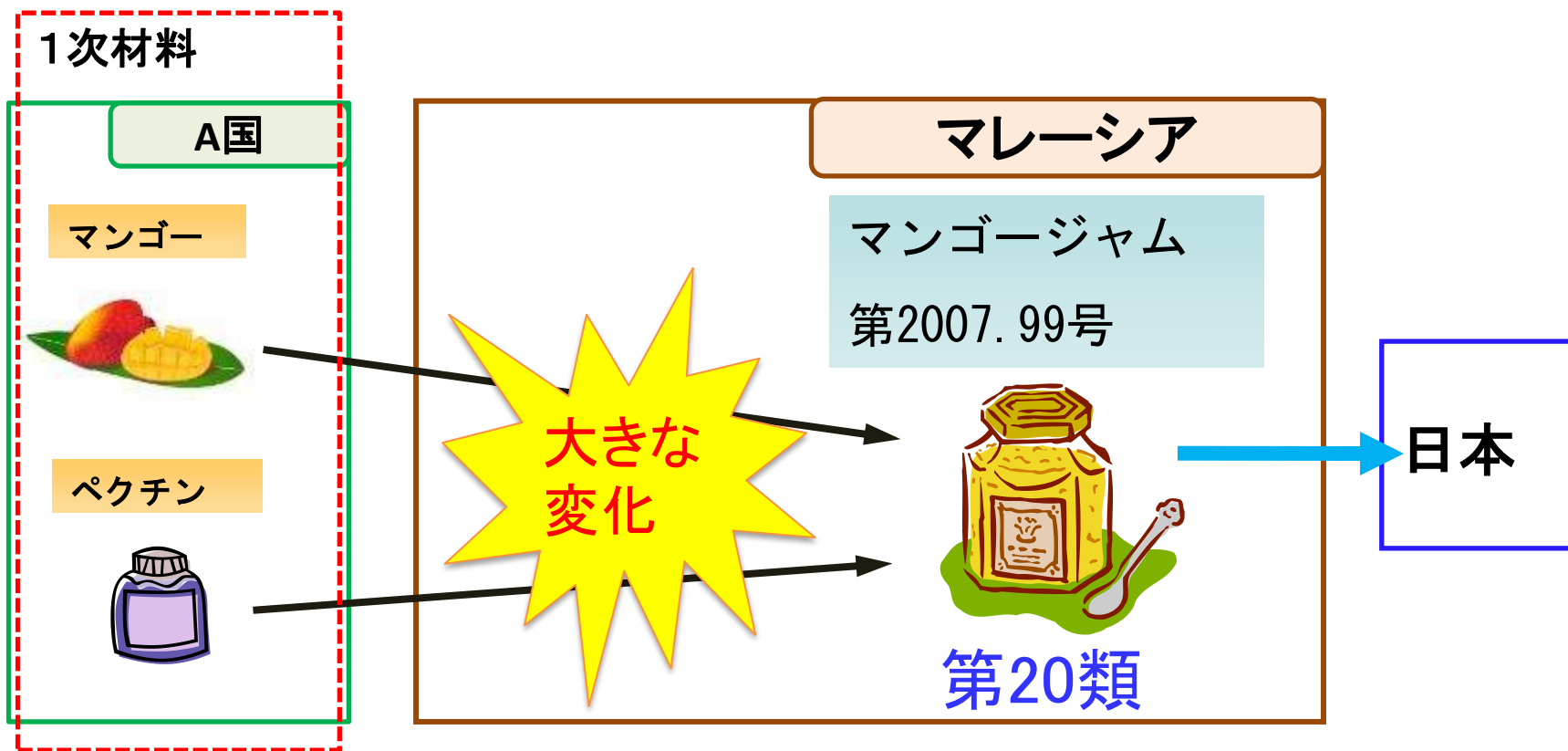
## ② 原産材料のみから生産される産品



生産に直接使用された材料（1次材料）はすべて原産材料であり、外見上は1カ国で生産が完結しているように見えるが、2次材料、3次材料・・・と遡っていくとどこかに他の国の材料が使用されているもの。



### ③ 実質的変更基準を満たす産品



他の国の材料(非原産材料)を直接使用し、「大きな変化」を伴う加工が行われ製造された物品。

# 【原産品としての3つのカテゴリーの違い】

## (a) 完全生産品

材料をどこまで遡っても  
原産材料のみ

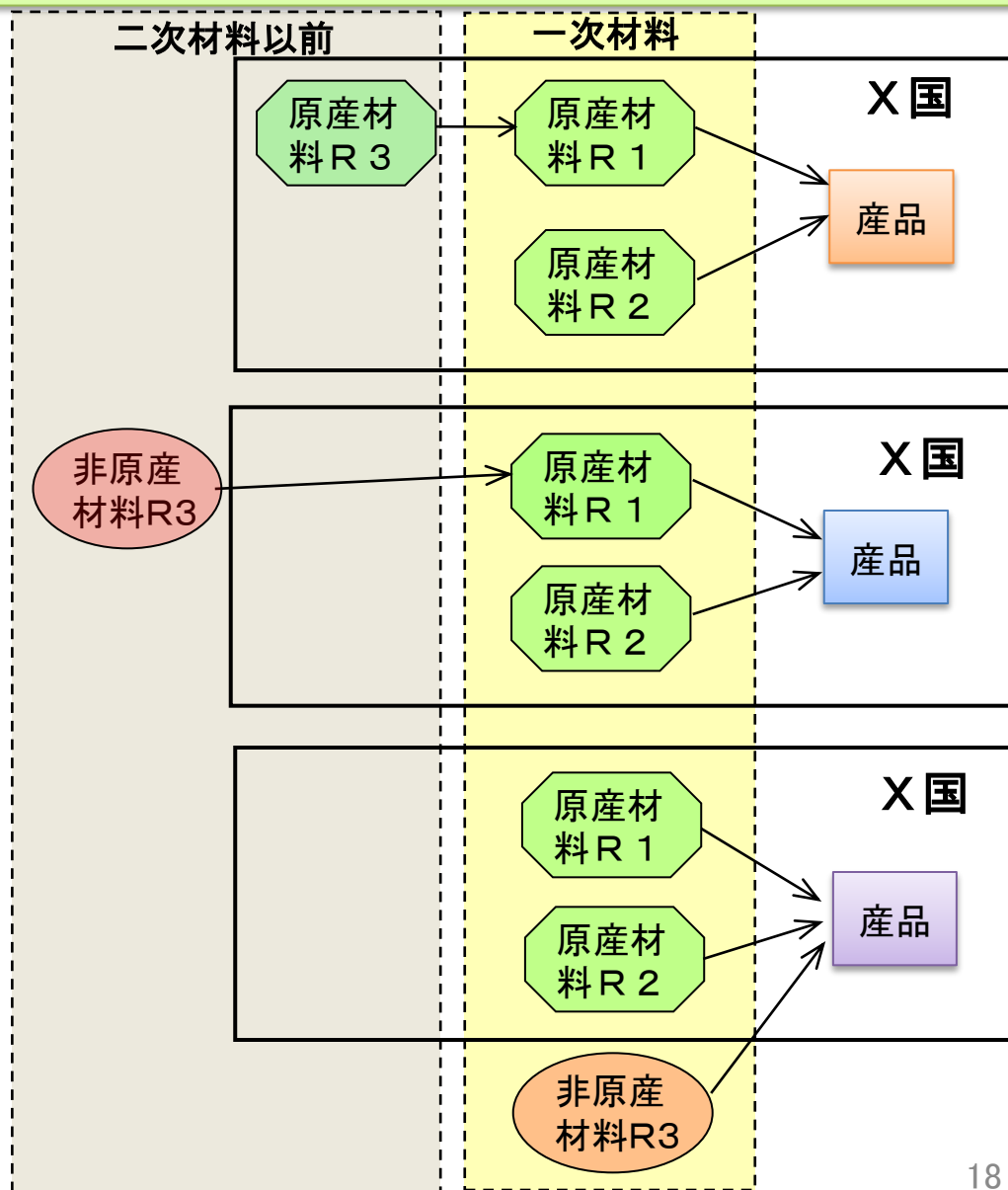
## (b) 原産材料のみから 生産される産品

一次材料は全て原産材料だが、  
二次、三次材料…と遡っていく  
とどこかで非原産材料が  
出てくる

## (c) 実質的変更基準を 満たす産品

一次材料のうち少なくとも  
1つは非原産材料

※一次材料…産品に直接使用される材料  
二次材料…一次材料の材料

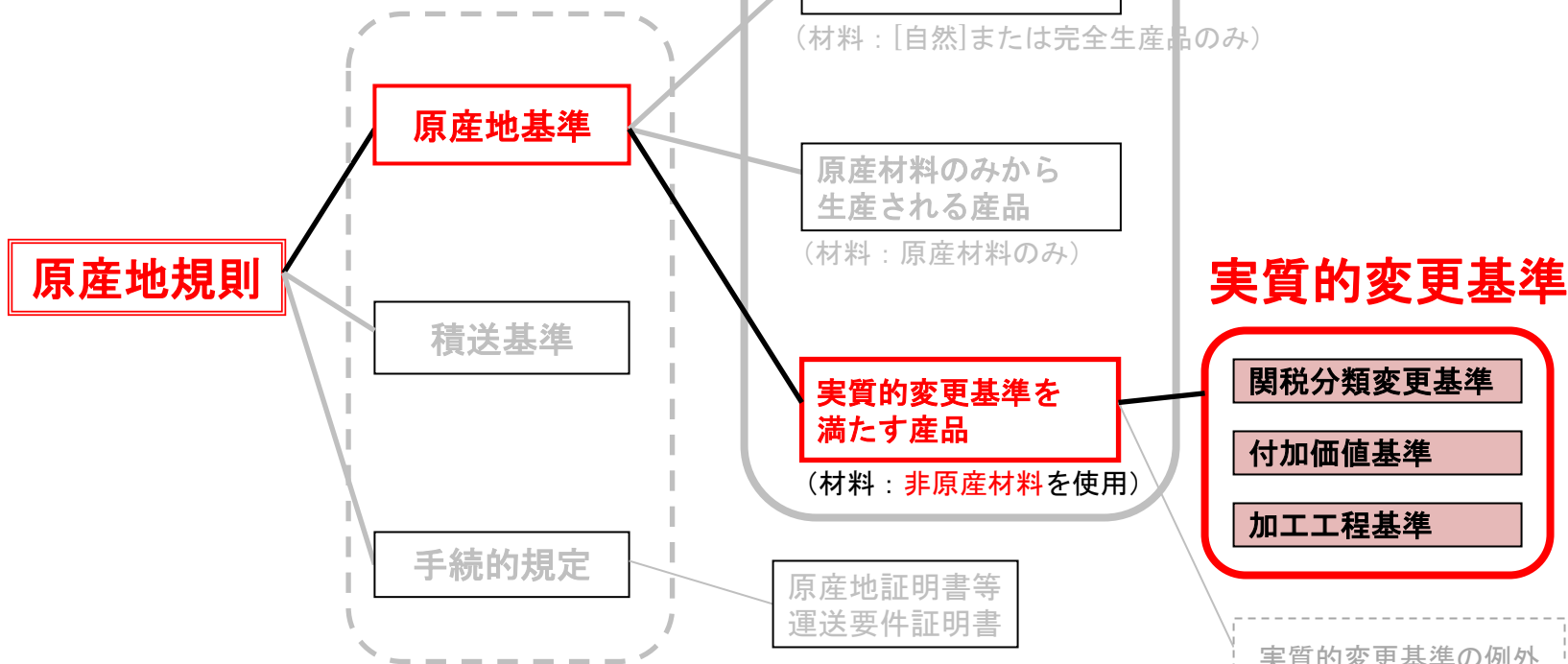


# 原産地規則の構成(概略)

特惠税率が  
設定されて  
いること

## 原産地規則の 3大構成要素

## 3種類 の原産品



## 実質的変更基準

関税分類変更基準

付加価値基準

加工工程基準

## 実質的変更基準の例外

累積 (EPAのみ)

自国関与 (GSPのみ)

僅少の非原産材料

原産資格を与えること  
とならない作業

# 実質的変更基準の種類

- 「大きな変化」=「実質的変更」には、以下の3つの基準が存在する。

(1) 関税分類変更基準

HS番号の変化に着目！

(2) 付加価値基準

付加価値の増加に着目！

(3) 加工工程基準

加工工程に着目！

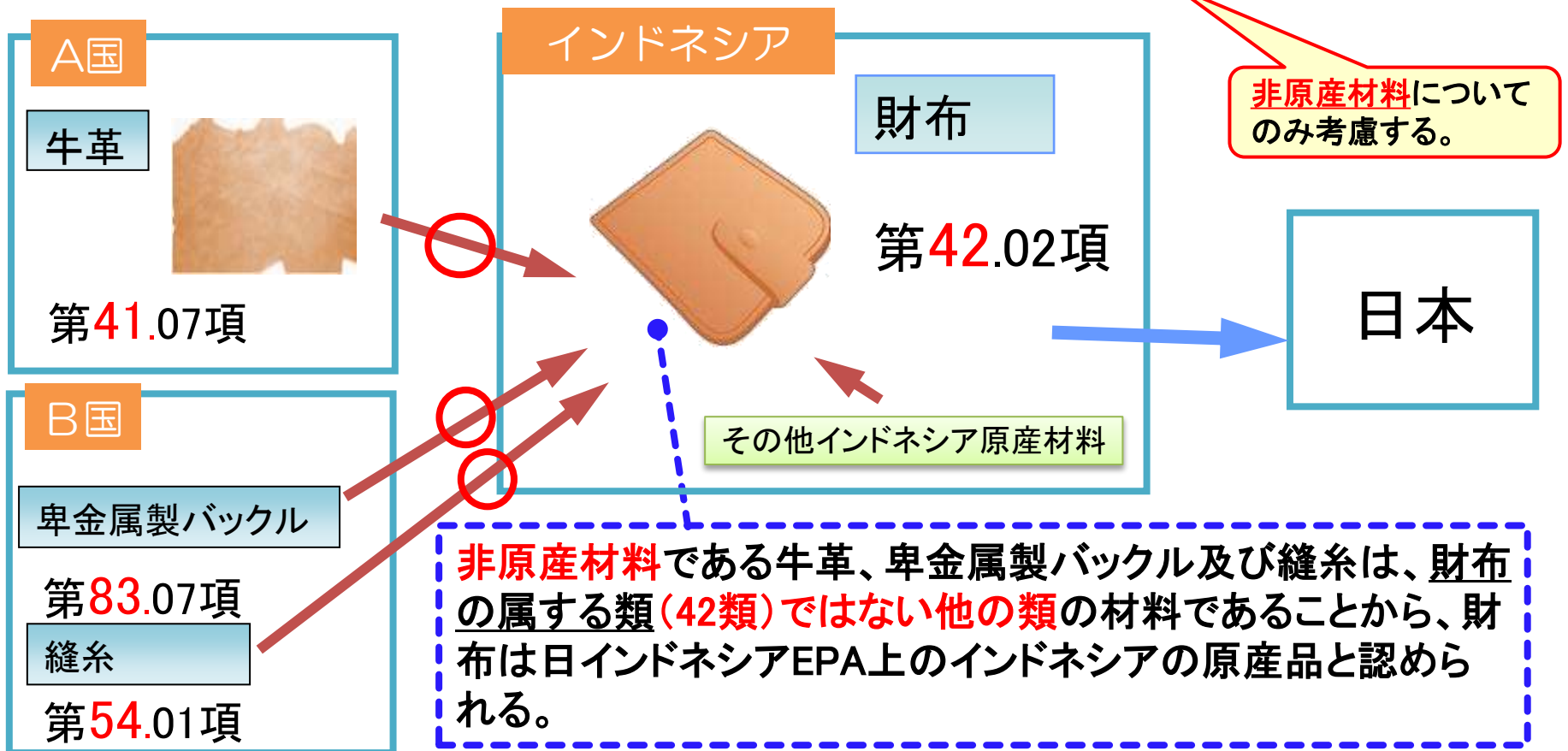
EPAごと、HS番号ごとに定められている

いずれの基準を適用するかは品目別規則に規定

# (1) 関税分類変更基準

全ての**非原産材料**と製造された産品の間で、**HS番号**が一定以上変わっていれば**大きな変化**があったとする基準。

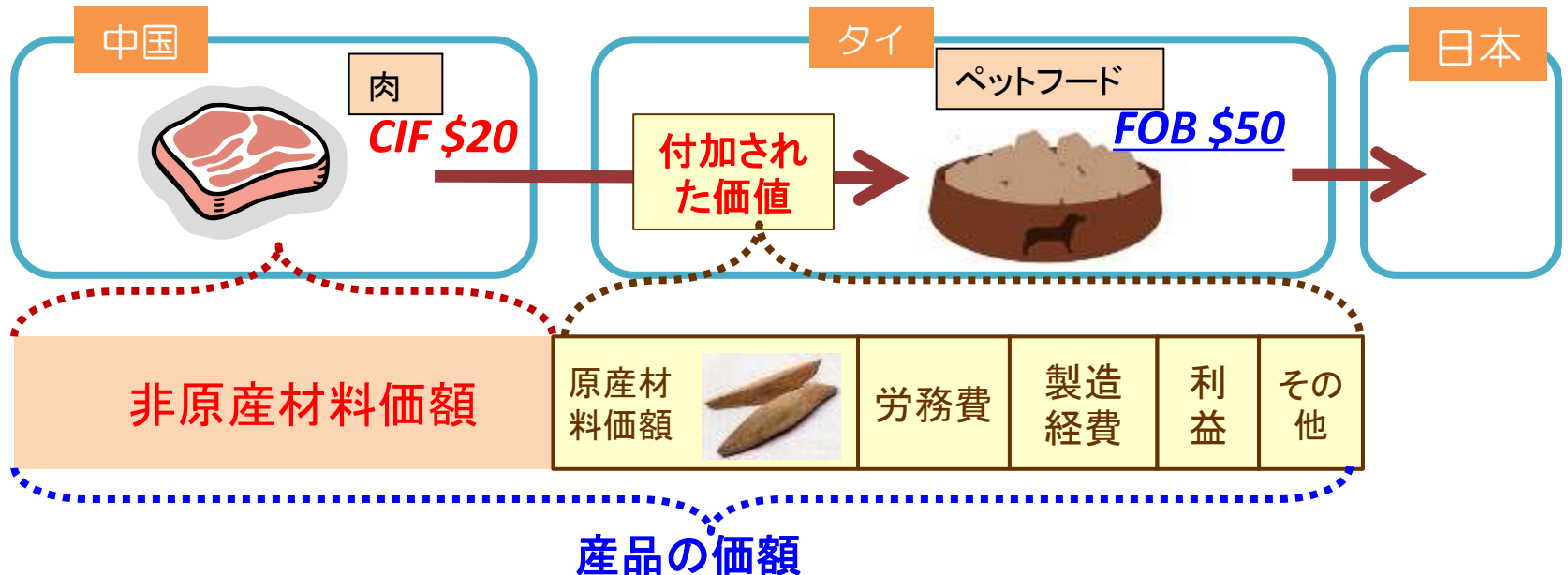
日インドネシアEPA 第4202.21号品目別規則: 第42.02項への**他の類**の材料からの変更



## (2) 付加価値基準

その国で付加された価値の割合（原産資格割合）が一定以上であれば大きな変化があったとする基準。

日タイEPA 第23.09項 品目別規則：原産資格割合が40%以上であること。（第23.09項の産品への関税分類の変更を必要としない。）



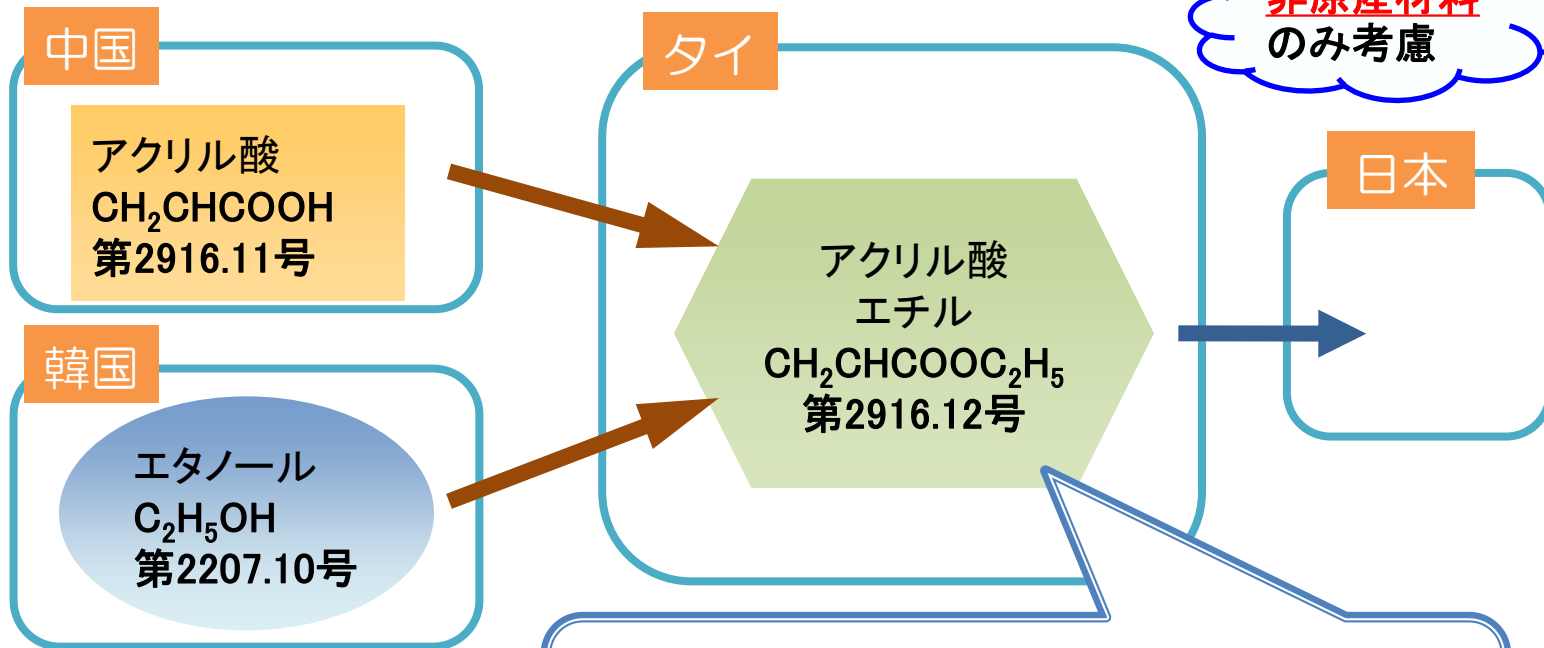
$$\text{原産資格割合} = \frac{\text{製品の価額 (FOB \$50)} - \text{非原産材料価額 (CIF \$20)}}{\text{製品の価額 (FOB \$50)}} = 60\%$$

ペットフードは日タイEPA上のタイの原産品と認められる。

### (3) 加工工程基準

非原産材料に「**ある特定の加工・作業**」が行われた場合、**大きな変化**があったとする基準。

日タイEPA 第2916.12号品目別規則：使用される非原産材料について(中略) **化学反応、(抜粋) 精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること(後略)。**



→化学式が変化している。→化学反応が生じている。  
→アクリル酸エチルは日タイEPA上のタイの原産品と認められる。

# 品目別規則の読み方

3916～3926に分類される貨物の品目別規則は・・・

①項の変更

→**関税分類変更基準**

②原産資格割合40%以上

→**付加価値基準**

③化学反応、精製、異性体分離等

→**加工工程基準**

の3つの基準で構成されているが、各基準が「**又は**」で繋がれていることから①、②、③の**いずれか**を満たせばよい。

輸入する製品のHS番号

三九・一六―三九・二六

【日タイEPA品目別規則】

① 第三九・一六項から第三九・二六項までの各  
項の製品への当該各項以外の項の材料からの変  
更、

② 原産資格割合が四十パーセント以上であるこ  
と(第三九・一六項から第三九・二六項までの  
各項の製品への関税分類の変更を必要としな  
い。) **又は**、

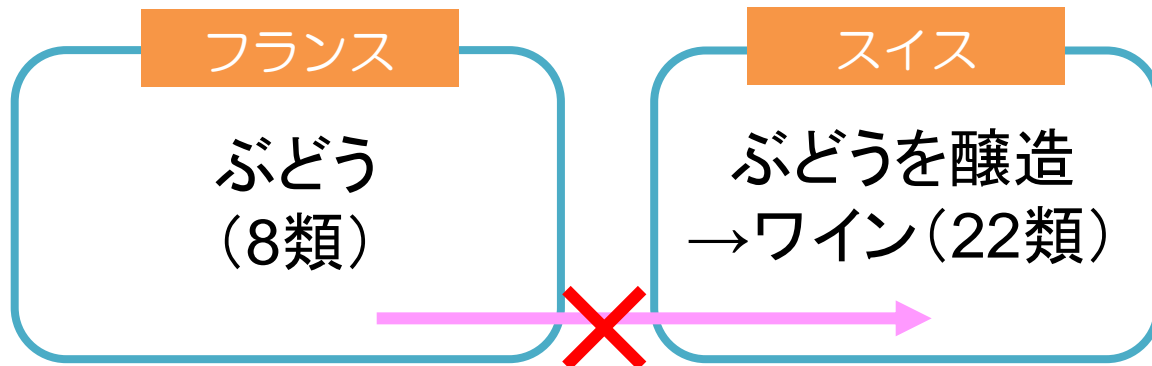
③ 使用される非原産材料についていずれかの締  
約国において化学反応、精製、異性体分離の各  
工程若しくは生物工学的工程を経ること(第  
三九・一六項から第三九・二六項までの各項の  
製品への関税分類の変更を必要としない。)

使用されている非原産  
材料が満たすべき条件



# 品目別規則の読み方

(スイスからのワインの場合)



ぶどうをフランスから調達し、スイスで醸造しても、日スイスEPAの品目別規則を満たさない

輸入する製品のHS番号

二二一・〇四一  
二二一・〇六

CCとは、各類、項、号の製品への他の類の材料からの変更を示す。

CC(第八類又は第二〇類からの変更を除く。)

使用されている非原産材料が満たすべき条件

【日スイスEPA品目別規則】

# 品目別規則の読み方

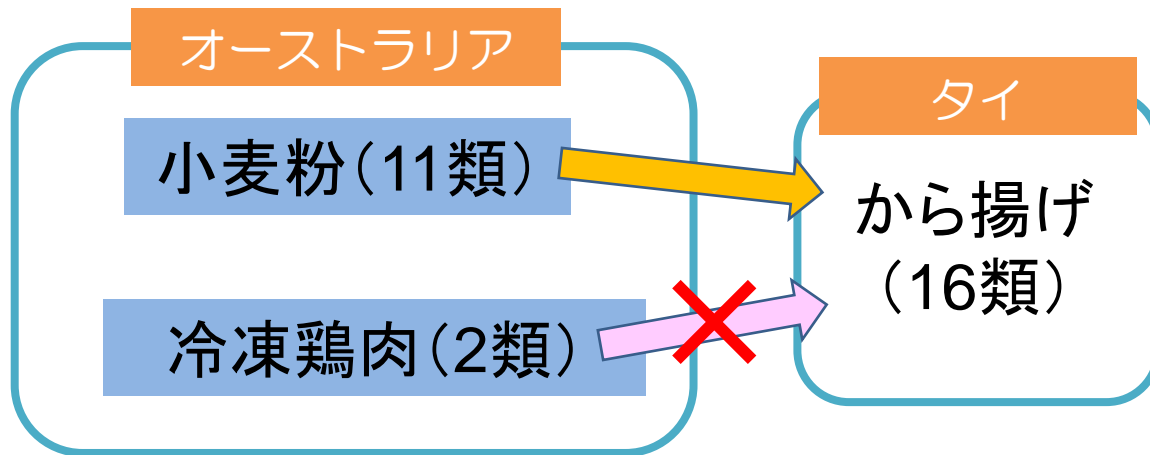
## 【日タイEPA品目別規則】

一六・〇一・一六・〇二

第一六・〇一項又は第一六・〇二

項への他の類の材料からの変更(第一類又は第二類からの変更を除く。)

(タイからのから揚げの場合)



輸入する製品のHS番号

オーストラリアから調達した冷凍鶏肉をタイでから揚げにした場合、日タイEPAの品目別規則を満たさない

使用されている非原産材料が満たすべき条件

# 一般ルール

品目別規則に規定のない商品は、一般ルールを適用する。

	一般特惠	日アセアンEPA 日スイスEPA 日ベトナムEPA	日インドEPA	その他のEPA
一般 ルール	他の項の 材料から の変更	他の項の 材料からの 変更 <u>又は</u> 付加価値 40%以上	他の <u>号</u> の 材料からの 変更 <u>及び</u> 付加価値 <u>35%</u> 以上	全ての産品に ついて品目別 規則が規定さ れているため 一般ルールは 存在しない

# (STEP3関連) 各EPAの内容はこちらから確認できます



(下にスクロール)

ピックアップ

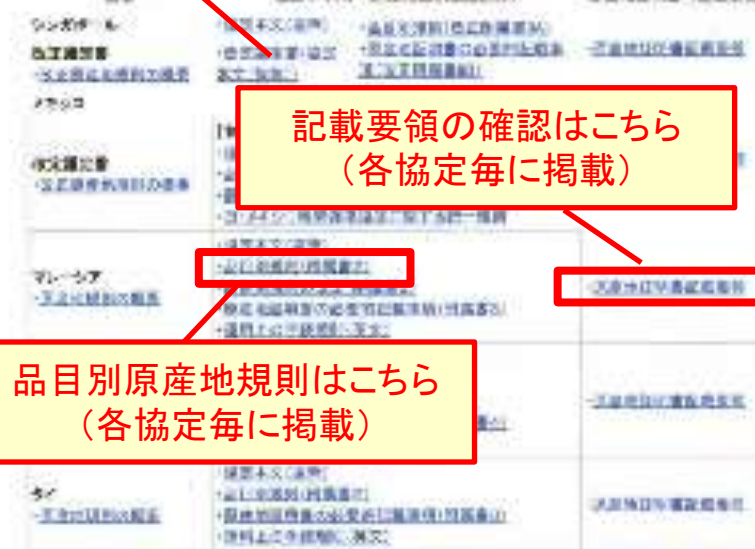
(ピックアップ中)  
原産地規則ポータル

①税関ホームページ(<http://www.customs.go.jp/>)トップページから下にスクロールし、「ピックアップ」中「原産地規則ポータル」をクリックします。

②原産地規則ポータル中「協定・法令等」をクリックします。



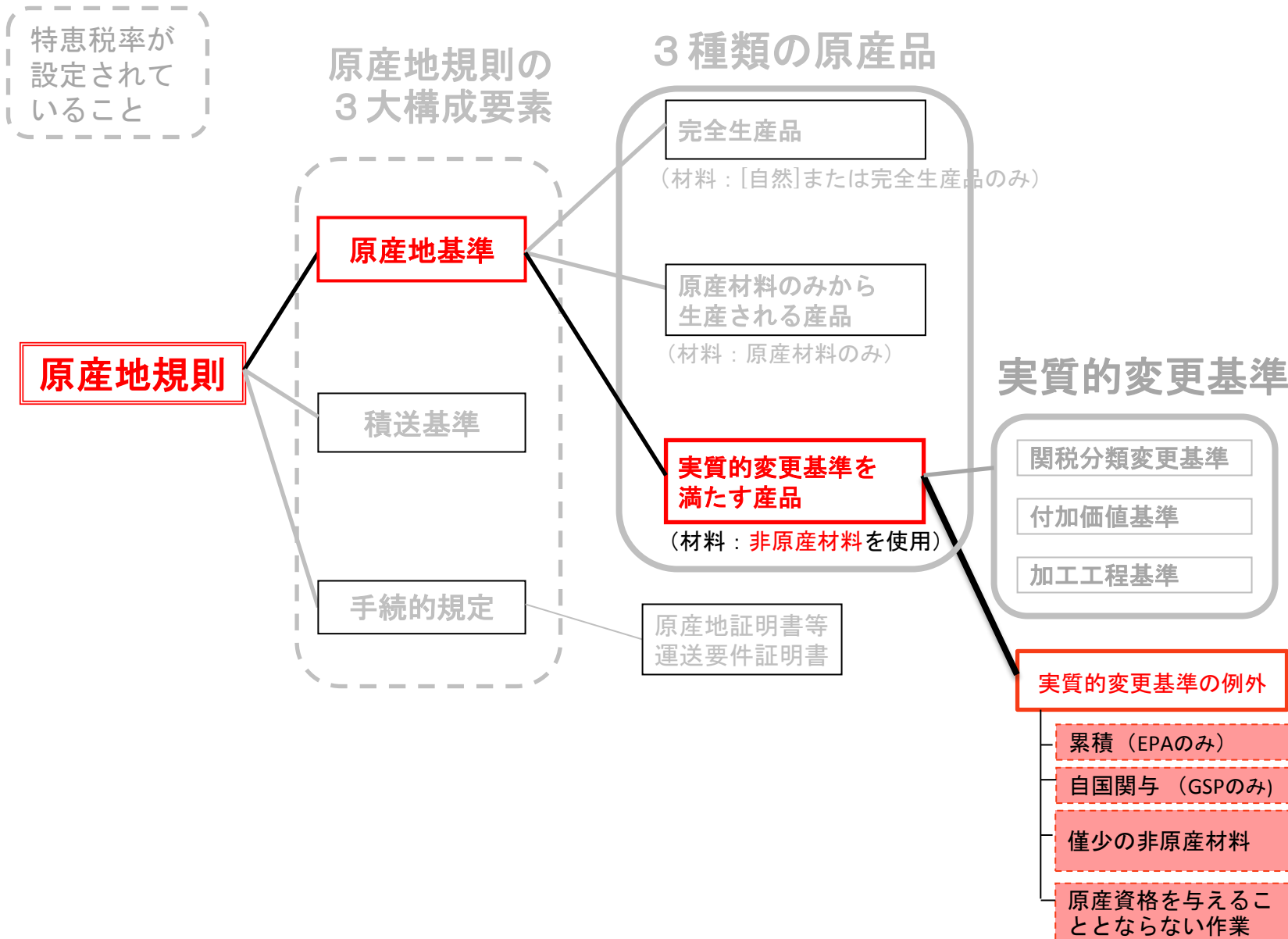
③各協定の品目別規則・原産地証明書記載要領等を確認できます。



記載要領の確認はこちら  
(各協定毎に掲載)

品目別原産地規則はこちら  
(各協定毎に掲載)

# 原産地規則の構成(概略)



# 実質的変更基準の例外

- 救済的な規定

① 累積(ACU: Accumulation)【EPA】

原産地証明書にACUの記載

② 自国関与基準【GSP】

ANNEXの添付

③ 僅少の非原産材料(DMI: De Minimis)  
【EPA, GSP】

- 除外的な規定

原産地証明書にDMIの記載(EPAのみ)

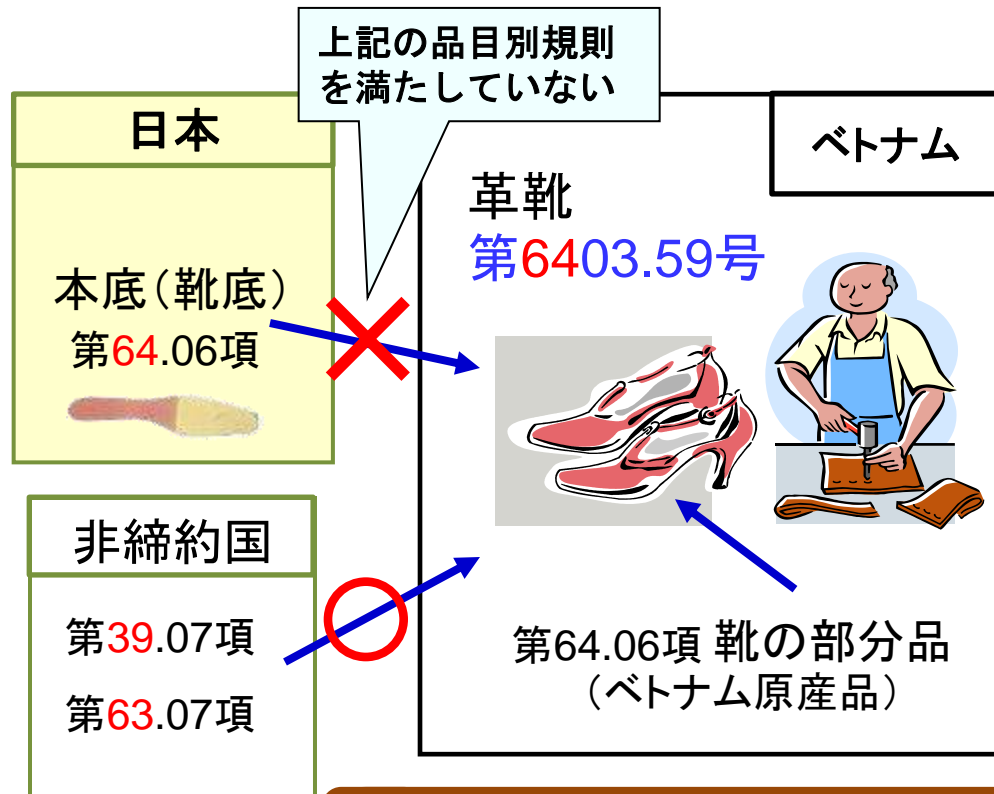
④ 原産資格を与えることとならない作業  
【EPA, GSP】

# 累積(EPA) 自国関与(GSP)

**EPA** ◎締約国の原産品を自国の原産材料とみなすという考え方

【日ベトナムEPAの例】

第6403.59号(革靴) 品目別規則: **CC(類変更)**



非原産材料の靴底が品目別規則を満たしていないことから、ベトナムの原産品とは認められない。

しかし...

もし靴底が締約国(日本)の原産品ならば、累積の規定を適用して、革靴は日ベトナムEPA上のベトナム原産品と認めることが可能となる。

※締約国から輸出しただけでは不可。締約国の原産品であることが必要。

原産地証明書に「ACU」の記載が必要

**G  
S  
P**

- ②自国関与
- ・日本から輸出された材料であれば適用可能
  - ・原産地証明書にANNEX(原産地証明書に記載された物品の生産に使用された日本からの輸入原料に関する証明書)の添付が必要
  - ・一部除外品目あり(革製の鞆類、革製の履物、人形・おもちゃ等)

# 僅少の非原産材料

◎関税分類変更基準を満たさない非原産材料があったとしても、それがごく僅かなものなら無視しようという考え方

【日アセアンEPAの例】

第1803.10号(ココアペースト)品目別規則: **CC(類変更)**

ココア粉が、品目別規則を満たしていないことから、ココアペーストは日アセアンEPA上のマレーシア原産品とは認められない。

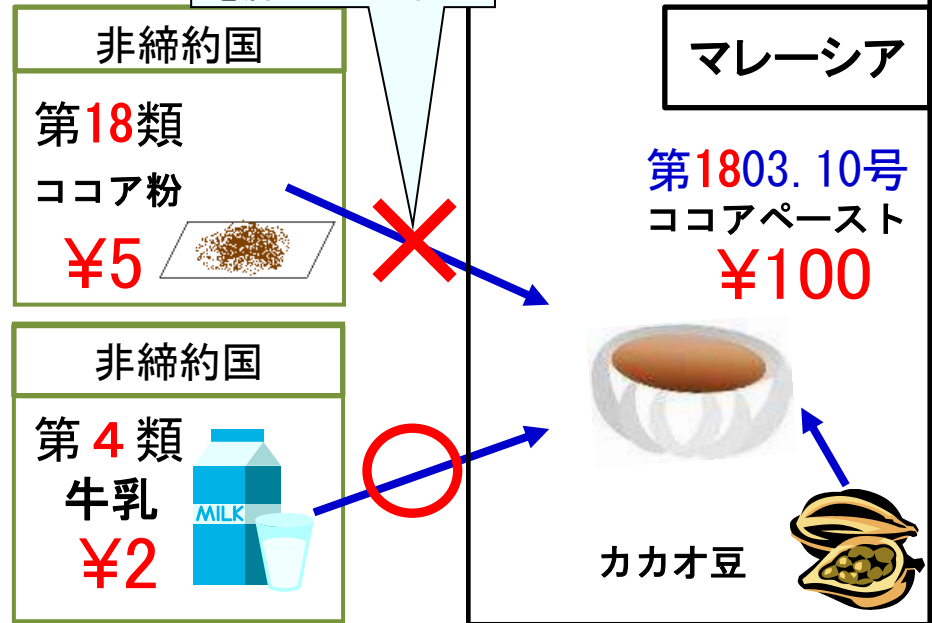
日アセアンEPAの場合、18類の製品については、規則を満たさない非原産材料のCIF価格が、製品のFOB価格の10%以下なら**僅少の規定が適用可能**。

各EPAごとに品目・割合等は異なる

ココア粉の価額はココアペーストの**価額の5%**。僅少の規定の適用によりココアペーストは**日アセアンEPA上のマレーシア原産品**と認めることが可能となる。

原産地証明書に「DMI」の記載が必要

上記の品目別規則を満たしていない



**G**・対象品目は**繊維製品50-63類**に分類されるもののみ

**S**・品目別規則を満たさない非原産材料の総重量が製品の総重量の10%以下であれば適用可能

**P**・DMIの記載は不要



主な僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表

\*適用できる品目、閾値はEPAごとに異なる。

	第1類	第2類、 第3類	第4類- 第8類	第9類	第10類- 第14類	第15類	第16類	第17類	第18類	第19類	第20類	第21類	第22類	第23類	第24類	
日シンガポール	×										製品のFOB価額の7%以下		×			
日メキシコ	製品の取引価額の10%以下(※1)	×	製品の取引価額の10%以下(※1)				×	製品の取引価額の10%以下(※1)								
日マレーシア 日インドネシア 日ブルネイ 日フィリピン	×															
日テリ	×										製品のFOB価額の7%以下	2008.92：製品のFOB価額の10%以下 2008.92以外：製品のFOB価額の7%以下	製品のFOB価額の7%以下	×		
日タイ	×										製品のFOB価額の7%以下					
日アセアン包括	×				製品のFOB価額の10%以下	×	1803.10, 1803.20, 1805.00：製品のFOB価額の10%以下 その他：×	製品のFOB価額の10%以下	2103.90：製品のFOB価額の7%以下 その他：×	製品のFOB価額の10%以下	×					
日スイス	製品の工場渡し価額の7%以下															
日ベトナム	×	0901.21, 0901.22：製品のFOB価額の10%以下 その他：×		×	製品のFOB価額の10%以下	×	1803.10, 1803.20, 1805.00：製品のFOB価額の10%以下 その他：×	製品のFOB価額の10%以下	2103.90：製品のFOB価額の7%以下 その他：×	製品のFOB価額の10%以下	×					
日インド	×				製品のFOB価額の7%以下	1604.20, 1605.20, 1605.90：×	製品のFOB価額の7%以下				2101.11, 2101.20, 2106.10, 2106.90：×	2207.10, 2207.20：×	製品のFOB価額の7%以下			
日ペルー	製品のFOB価額の10%以下(※2)	×	製品のFOB価額の10%以下(※2)				×	製品のFOB価額の10%以下(※2)								
日オーストラリア	製品のFOB価額の10%以下(※3)															
日モンゴル	製品のFOB価額の10%以下(※4)															

※1：製品の生産に使用する非原産材料が協定第25条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。  
 ※2：製品の生産に使用する非原産材料が協定第44条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。  
 ※3：製品の生産に使用する非原産材料が協定第3・4条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。  
 ※4：製品の生産に使用する非原産材料が協定第3・6条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。

主な僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表

\*適用できる品目、閾値はEPAごとに異なる。

	第25類	第26類-第27類	第28類	第29類	第30類-第34類	第35類	第36類-第37類	第38類	第39類-第45類	第46類	第47類-第49類	第50類	第51類	第52類	第53類	第54類-第63類	第64類-第97類
日シンガポール	×		製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の7%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日メキシコ	製品の取引価額の10%以下 (※1)		製品の取引価額の10%以下									関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸の総重量が当該材料の総重量の7%以下である場合(※5)				製品の取引価額の10%以下	
日マレーシア 日インドネシア 日ブルネイ 日フィリピン	×		製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の7%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日チリ	×		製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の7%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日タイ	×		製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日アセアン包括	×		製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日スイス	製品の工場渡し価額の10%以下(※6)											製品の重量の7%以下				製品の工場渡し価額の10%以下	
日ベトナム	×		製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日インド	2501.00：製品のFOB 価額の7%以下	×	製品のFOB 価額の10% 以下	2906.11, 2918.14, 2918.15, 2940.00： 製品のFOB価額の7%以下	製品のFOB 価額の10% 以下	3505.10, 3505.20： 製品のFOB価額の7% 以下	製品のFOB 価額の10% 以下	3809.10, 3824.60： 製品のFOB価額の7% 以下	製品のFOB 価額の10% 以下	4601.29, 4601.94, 4602.19： ×	製品のFOB 価額の10% 以下	5001.00, 5003.00： ×	51.02, 51.03： ×	52.01— 52.03： ×	53.01, 53.02： ×	製品の重量の 7%以下	製品のFOB価額の 10%以下
その他：×	2905.44：×			3502.11, 3502.19：×		その他：製品のFOB 価額の10%以下		その他：製品のFOB 価額の10%以下		その他：製品のFOB 価額の10%以下		その他：製品のFOB 価額の10%以下	その他：製品の重量の7%以下				
日ペルー	製品のFOB価額の10%以下											製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日オーストラリア	製品のFOB価額の10%以下											製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日モンゴル	製品のFOB価額の10%以下											製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	

※1：製品の生産に使用する非原産材料が協定第25条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。  
 ※5：製品の関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸が所定の関税分類変更を満たしていないことを理由として当該製品が原産品と認められない場合に限り適用される。  
 ※6：例外として、第32.04項及び第34.02項は、製品と同じ項に属する非原産材料については工場渡し価額の20%以下の場合と規定されている。

# 原産地証明書に記載される原産地基準の記号

協定名		アセアン包括	インド	インドネシア	オーストラリア	タイ	チリ	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	ペルー	マレーシア	メキシコ	モンゴル	一般特惠	
完全生産品		WO	A	A	WO	WO	A	A	A	WO	(a)	A	A	A	P	
原産材料からなる産品		PE	B	B	PE	PE	B	B	B	PE	(b)	B	B	B	W+HS4桁	
実質的変更基準を満たす産品	一般ルールを満たす産品	HSコード4桁変更	CTH	B	—	—	—	—	—	CTH	—	—	—	—	W+HS4桁	
		付加価値基準	RVC	B	—	—	—	—	—	LVC	—	—	—	—	—	
	品目別規則を満たす産品	関税分類変更基準	CTC	B	C	PSR	PS	C	C	C	CTC	(c)	C	C	C	W+HS4桁
		付加価値基準	RVC	B	C	PSR	PS	C	C	C	LVC	(c)	C	C	C	W+HS4桁
		加工工程基準	SP	B	C	PSR	PS	C	C	C	SP	(c)	C	C	C	W+HS4桁
その他 (D:各協定の条文を満たす産品、TPL:繊維製品に係る「適性証明書」が必要)		—	—	—	—	—	D	—	—	—	—	—	D TPL	—	—	
適用する場合記載	累積	ACU	ACU	ACU	—	ACU	ACU	ACU	ACU	ACU	—	ACU	ACU	ACU	—	
	僅少の非原産材料	DMI	DMI	DMI	—	DMI	DMI	DMI	DMI	DMI	—	DMI	DMI	DMI	—	
	代替性のある産品及び材料	—	FGM	FGM	—	—	FGM	FGM	FGM	IIM	—	FGM	FGM	—	—	

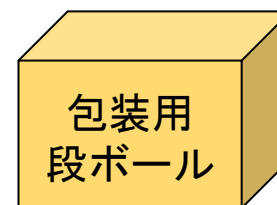
(注) 日シンガポールEPA、日スイスEPAの各原産地証明書には記載されない。

# 原産資格を与えることとならない作業

特定の作業が行われることのみをもって、品目別規則に定める関税分類変更基準、または、加工工程基準を満たすものとは**しない**規定

## 日アセアンEPA第30条

- (a) 輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保管することを確保する作業  
(乾燥、冷凍、塩水漬け等)等
- (b) 改装及び仕分
- (c) 組み立てられたものを分解する作業
- (d) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業
- (e) 一の産品として分類される部品及び構成品の収集
- (f) 物品を単にセットにする作業
- (g) (a)から(f)までの作業の組合せ



# 税関HPに動画掲載中！

(  で検索)

どのようにすれば低い税率で輸入できるか動画で紹介しています。

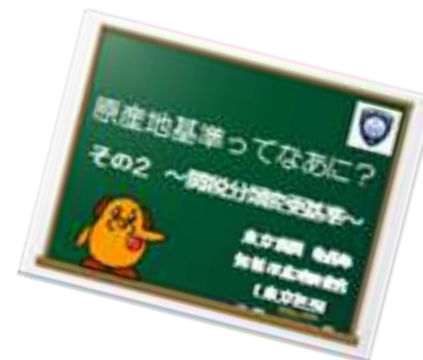


## 動画（EPAってなあに？ ～カスタム君の犬（ワン）ポイントEPA講座～）

どのようにすれば低い税率で輸入できるのか、  
概要を紹介しています。

## 動画（原産地基準ってなあに？～その1～4～）

どのような物品がEPA締約相手国の物品となるのか判断するための原産地基準について、紹介しています。



- その1～3種類の原産品～
- その2～関税分類変更基準～
- その3～付加価値基準、加工工程基準～
- その4～累積と僅少について～

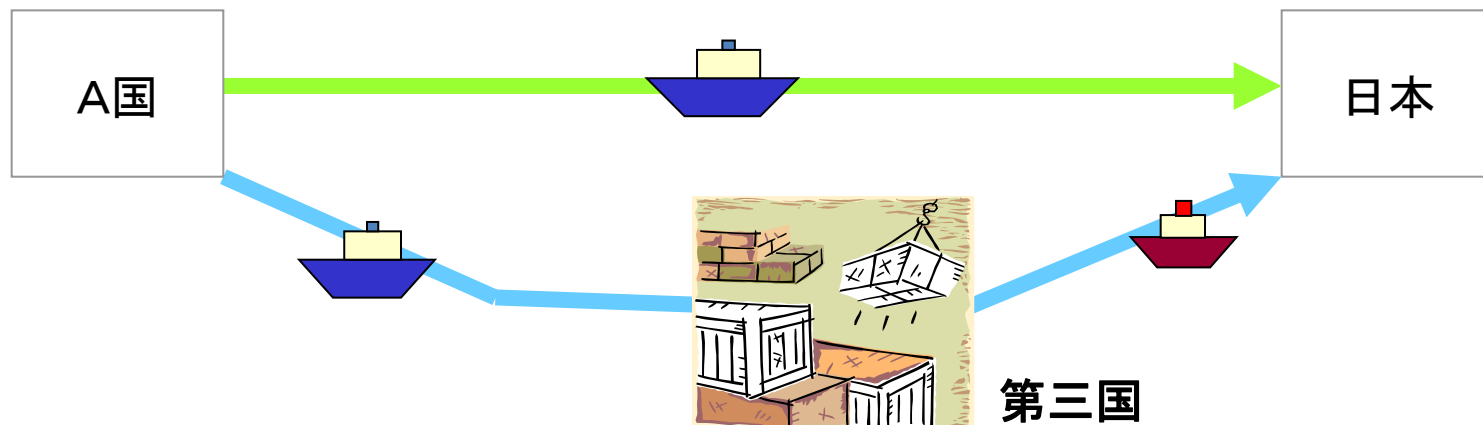
(STEP4関連)

(STEP5関連)

### 3. 積送基準と手続的要件

## (STEP5関連)

(1) **積送基準**を満たしていること  
(= 運送の途上で「原産品」という資格を失っていないこと)



## 条件

- 直接運送されること
- 第三国を経由する場合には、当該第三国において許容される作業は、積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業のみ

## (STEP4関連)

# (2) 手続的要件 (=税関に対して原産地証明書及び(必要に応じ) 運送要件証明書を提出するなど、必要な手続きを行うこと)

### 原則

#### ①原産地証明書

※日スイス・日メキシコ・日ペルーEPA  
については原産地申告制度もあり  
※日オーストラリアEPAについては  
自己申告制度もあり

## を輸入申告時に提出すること

(関税法施行令第61条第4項、8項)

#### ②運送要件証明書

- ①通し船荷証券(通しB/L)の写し
- ②積替国の税関、官公署が発給した証明書
- ③税関長が適当と認めるもの

第三国を経由し  
日本に運送され  
た場合。

①~③のい  
ずれかを提出。

### 例外

#### 【提出免除】

- ・ 課税価格の総額が20万円以下の貨物(少額特恵)【EPA、GSP】  
…原産地証明書及び運送要件証明書の提出免除
- ・ 税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品(明らか物品)【GSP】…原産地証明書の提出免除

#### 【提出猶予】

下記のいずれかの場合、原則として2か月以内で適当な期間、原産地証明書の提出猶予の取扱いが可能(関税法基本通達68-5-15, 16)

- 災害その他やむを得ない理由がある場合
- 輸入許可前引取(BP)を行なう場合

提出を免除する  
のみ。  
実際に満たして  
いることは必  
要!



※日タイEPA  
の場合  
(Form JTEPA)

ORIGINAL

from (Exporter's business name, address, country) Reference No.

AGREEMENT BETWEEN  
THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN  
FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP

CERTIFICATE OF ORIGIN  
(Combined declaration and certificate)  
FORM JTEPA

Issued in THAILAND  
(country)

2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country)


3. Means of transport and route (as far as known)

4. For official use  
"ISSUED RETROACTIVELY,  
date of shipment is

5. Item number	6. Marks and numbers of packages	7. Number and type of packages : description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country) <small>Page : 1 of 1</small>	8. Origin criterion (see Notes Overleaf)	9. Gross weight or other quantity	10. Number and date of invoice
1		HS CODE	999	KGS	
		TOTAL			

11. Declaration by the exporter  
The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct, that all the goods were produced in  
THAILAND  
(exporting country)  
and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods exported to  
JAPAN

12. Certification  
It is hereby certified, on the basis of controls carried out, that the declaration by the exporter is correct.



MINISTRY OF COMMERCE  
THAILAND

Place and date, signature of authorized signatory

Place and date, signature and stamp of certifying authority

No.

## 原産地証明書とは

輸入貨物が**特惠税率**を適用しようとする国の**原産品**であることを証明した書類のこと。

適用する特惠税率に適した原産地証明書が必要

**GSP**→Form A

**日タイEPA**→Form JTEPA



**日アセアンEPA**→Form AJ

AGREEMENT BETWEEN  
THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN  
FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP

CERTIFICATE OF ORIGIN  
(Combined declaration and certificate)  
FORM JTEPA

Issued in THAILAND  
(country)

累積又は僅少の非原産材料の規定を適用した際の原産地証明書への記載方法

1. Goods consigned from (Exporter's name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. KAWASAN INDUSTRI MODERN CIKANDE JL. MODERN INDUSTRY X KAV.G2 SERANG, VIETNAM			Reference No. THE AGREEMENT ON COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AMONG MEMBER STATES OF THE ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS AND JAPAN (AJCEP AGREEMENT)		
2. Goods consigned to (Importer's/Consignee's name, address, country)  ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-3-12, IRIFUNE MINATOKU NAGOYA-SHI, JAPAN			CERTIFICATE OF ORIGIN  FORM AJ Issued in <u>VIETNAM</u> (Country)  See Notes Overleaf		
3. Means of transport and route (as far as known)  By sea from HAIPHONG, VIETNAM  Shipment date    September 24, 2010  Vessel's name/Aircraft etc.    ZEIKANMARU  Port of discharge    NAGOYA, JAPAN			4. For Official Use <input type="checkbox"/> Preferential Treatment Given Under AJCEP Agreement  <input type="checkbox"/> Preferential Treatment Not Given (Please state reason/s)  ..... Signature of Authorised Signatory of the Importing Country		
5. Item number	6. Marks and numbers of packages	7. Number and type of packages, description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing Party)	8. Origin criteria (see Notes overleaf)	9. Quantity (gross or net weight or other quantity) and value, e.g. FOB if required by exporting Party	10. Number and date of Invoice
1.	NO MARK 600CTNS	FOOTWEAR HS CODE : 6403.59	CTC "ACU" "DMI"	GROSS WEIGHT: 4,700KGM	ZP001 September 15,2010
11. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in  ..... VIETNAM ..... (Country)  and that they comply with the requirements specified for these goods in the AJCEP Agreement for the goods exported to  ..... JAPAN ..... (Importing Country) HAI PHONG 16. Sep. 2010  Place and date, name, signature and company of authorised signatory			12. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.     HAI PHONG 16. Sep. 2010 ..... Place and date, signature and stamp of certifying authority		
13. <input type="checkbox"/> Third Country Invoicing			<input type="checkbox"/> Back-to-Back CO		
			<input type="checkbox"/> Issued Retroactively		

ベトナム発給の日アセアンEPA  
原産地証明書

特惠符号(ここでは関税分類変更基準CTC = change of tariff classification)にACUやDMIを併記する。

ACU、DMIを適用して、第6403.59号の品目別規則を満たしたことを示す。

荷受地が特惠適用国  
(タイ)、積込地が第  
三国(マレーシア)、  
取卸地が日本である。



貨物が特惠適用国から  
第三国を経由して  
日本まで運送されること  
が保証されている。



通しB/Lと認められる。



積送基準を満たし  
ていることが証明  
された！！

**Customs Line ORIGINAL BILL OF LADING (NON NEGOTIABLE UNLESS CONSIGNED TO ORDER)**

SHIPPER/EXPORTER DANULIN FREIGHTS S.M. CO. LTD.		BOOKING NO.	BILL OF LADING NO. CLSL1080074
EXPORT REFERENCES		FORWARDING AGENT REFERENCES	
RECEIVED by the Carrier from the shipper			
NOTIFY PARTY		PLACE OF RECEIPT CHIANGMAI THAILAND	
PRO-CARRIAGE BY ZEIKAN MARU		OCEAN VESSEL VOYAGE NO./FLIGHT NO. PENANG MALAYSIA	
PORT OF DISCHARGE TO KYO, JAPAN		FINAL DESTINATION	
CONTENTS/WEIGHT/SEAL NOS. & NUMBERS		QUANTITY	DESCRIPTION OF GOODS
BAGS (in dia) C/T No:1-25		25 CARTONS	Leather Bag TOTAL : TWENTY FIVE CTNS
			500 Kg
FREIGHT & CHARGES			
CODE	TARIFF ITEM	FREIGHTED AS/RATE	PREPAID / COLLECT
			ON THE OTHERS TO BE
			DATE CARGO RECEIVED MAR. 3, 2013
			DATE LADEN ON BOARD MAR. 3, 2013
			PLACE OF BILLS OF LADING ISSUE MAR. 3, 2013
			DATED MAR. 3, 2013
SIGNED BY			

取卸地(Discharge)  
日本(東京)

荷受地(RECEIPT)  
タイ

積込地(Loadng)  
マレーシア

第三国(マレーシア)を経由して  
いるので通しB/Lが必要。

運送要件証明書  
について  
(日タイEPAの例)

経路

タイ  
↓(陸路)  
マレーシア  
↓(海路)  
日本



## (例) 税番が脱落している場合【日タイEPA】

2, Name of transporter and route (as far as known)		3, Per affidavit			
FROM CHIANG MAI THAILAND TO TOKYO JAPAN BY SEA ON BOARD DATE: JANUARY 12, 2013 VESSEL: ZEKANMARU					
4, Item number	5, Marks and numbers of packages	7, Number and type of packages (including quantity where appropriate and HS code of the originating country)	8, Origin indication (see Notes Chapter)	9, Gross weight or other quantity	6, Number and date of invoice
1	ZAMU INFORMATION	Leather Shoes Style-No AB1023	"PS"	GROSS WEIGHT 5.00	INVOICE No. 2013001

HS番号が脱落  
(申告第6403.99号)

第6403.99号に分類される革靴を輸入する。  
日タイEPA原産地証明書を取得したがHS番号の記載が脱落している。  
品名、数量、インボイス番号等の記載は正しくされている。有効な原産地  
証明書として認められるか。

## (例) 税番が脱落している場合【日タイEPA】

2/Name of transport and route (as far as known)		3/Port of destination	
FROM CHIANG MAI THAILAND TO TOKYO JAPAN BY SEA ON BOARD DATE: JANUARY 12, 2013 VESSEL: ZEKANMARU			
4/Item number	5/Name and numbers of packages	6/Number and type of packages (including quantity where appropriate and HS code of the originating country)	7/Other information
1	2000 INFORMATION	Leather Shoes Style-No AB1023	PS GROSS WEIGHT 5.00 INVOICE No. 2013001

PS: 品目別規則を満たす産品

PS

HS番号が脱落  
(申告第6403.99号)

HS番号の脱落は**原則無効**であるが、輸入者が**資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は有効**と取り扱う。

→ 特惠符号(PS)から品目別規則を満たす産品であることがわかる。

→ 資料(文書による事前教示、材料表等)から**第6403.99号の品目別規則を満たしていることを証明**できれば、原産品であることを明らかにできる。

## 原産地証明書に記載される原産地基準の記号

協定名			アセアン 包括	インド	インド ネシア	オーストラ リア	タイ	チリ	フィリ ピン	ブル ネイ	ベト ナム	ペル ー	マレ ーシ ア	メキ シコ	モン ゴル	一 般 特 恵	
完全生産品			WO	A	A	WO	WO	A	A	A	WO	(a)	A	A	A	P	
原産材料からなる産品			PE	B	B	PE	PE	B	B	B	PE	(b)	B	B	B	W+HS4桁	
実質的変 更基準を 満たす産 品	一般ルールを 満たす産品	HSコード4桁変更	CTH	B	—	—	—	—	—	—	CTH	—	—	—	—	W+HS4桁	
		付加価値基準	RVC	B	—	—	—	—	—	—	—	LVC	—	—	—	—	—
	品目別規則を 満たす産品	関税分類変更基準	CTC	B	C	PSR	PS	C	C	C	CTC	(c)	C	C	C	C	W+HS4桁
		付加価値基準	RVC	B	C	PSR	PS	C	C	C	LVC	(c)	C	C	C	C	W+HS4桁
		加工工程基準	SP	B	C	PSR	PS	C	C	C	SP	(c)	C	C	C	C	W+HS4桁
その他 (D:各協定の条文を満たす産品、TPL:繊維製品に 係る「適性証明書」が必要)			—	—	—	—	—	D	—	—	—	—	—	D TPL	—	—	
適用する 場合記載	累積		ACU	ACU	ACU	—	ACU	ACU	ACU	ACU	ACU	—	ACU	ACU	ACU	—	
	僅少の非原産材料		DMI	DMI	DMI	—	DMI	DMI	DMI	DMI	DMI	—	DMI	DMI	DMI	—	
	代替性のある産品及び材料		—	FGM	FGM	—	—	FGM	FGM	FGM	FGM	IIM	—	FGM	FGM	—	—

(注) 日シンガポールEPA、日スイスEPAの各原産地証明書には記載されない。

(材料表を用いて明らかにした例)

# ZEIKAN SHOJI CO.,LTD

Leather Shoes (Style-No AB1023)

<材料一覧>

材料	HS CODE	原産国
甲革(牛革)	4107	中国
糸(ナイロン)	5401	中国
芯材(布、アクリル)	5903	中国
ミッドソール (ラバーシート状)	4002	中国
アウトソール (EVA粉状)	3901	タイ

第64.06項(靴の部分品)にあたるものでないことがわかるように記載。

原産材料

日タイEPA 第64.03項品目別規則: **他の項(第64.06項からの変更を除く)**の材料からの変更



非原産材料(タイ以外の材料)は**第64.03項及び第64.06項以外**であればよい!



非原産材料は全て**第64.03項及び第64.06項以外**であり、品目別規則を満たす。



当該革靴はタイの原産品と認められるため、原産地証明書のHS番号が脱落していても、**特惠適用が可能!!**

(注意) 上記は一例であり説明の都合上簡易化したものである。どのような資料を用い、どの程度の情報の記載を要するかは個別判断となるが、原則**全ての材料について、品目別規則を満たしていることを明らかに**する必要がある。また品目別規則に抵触する可能性が高い材料は、HS番号や原産国等について**判断の参考**となる記載が必要となることもある。なお、文書による原産地に関する事前教示を取得している貨物であれば追加資料は要さず、原産品であることを明らかにしたものと認められる。



# 原産地規則の構成(概略)

特惠税率が  
設定されて  
いること

## 原産地規則の 3大構成要素

### 原産地規則

#### 原産地基準

#### 積送基準

#### 手続的規定

## 3種類の原産品

#### 完全生産品

(材料：[自然]または完全生産品のみ)

#### 原産材料のみから 生産される産品

(材料：原産材料のみ)

#### 実質的変更基準を 満たす産品

(材料：非原産材料を使用)

EPAのみ。  
GSPでは実質的変更基準を満たす産品に含まれる。

## 実質的変更基準

#### 関税分類変更基準

#### 付加価値基準

#### 加工工程基準

原産地証明書等  
運送要件証明書

### 実質的変更基準の例外

累積 (EPAのみ)

自国関与 (GSPのみ)

僅少の非原産材料

原産資格を与えることとならない作業

## 日本に輸入する貨物に特惠税率を使うには

- STEP0 輸入する貨物のHS番号を確認しましたか？
- STEP1 輸出国は特惠税率の適用対象国・地域ですか？
- STEP2 特惠税率が設定されていますか？
- STEP3 輸入する貨物は輸出国の原産品ですか？  
(原産地基準を満たしていますか?)
- STEP4 原産地証明書等を入手しましたか？  
(手続的規定を満たしていますか?)  
※日豪EPAでは輸入者等が自ら作成した輸入貨物が原産品である旨の申告書を提出する方法(自己申告制度)を導入
- STEP5 輸出国から日本までは直接運送されましたか？  
(積送基準を満たしていますか?)

## 4. 原産地規則の最近の動向について

# 日モンゴル経済連携協定(EPA)

## 2016年6月7日(火)協定発効

### 発効について

#### 日モンゴルEPA 第十七・四条 効力発生

この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後三十日目の日に効力を生ずる。(以下略)

### 関税引下げについて

#### 附属書1 第一編 一般的注釈

5 関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

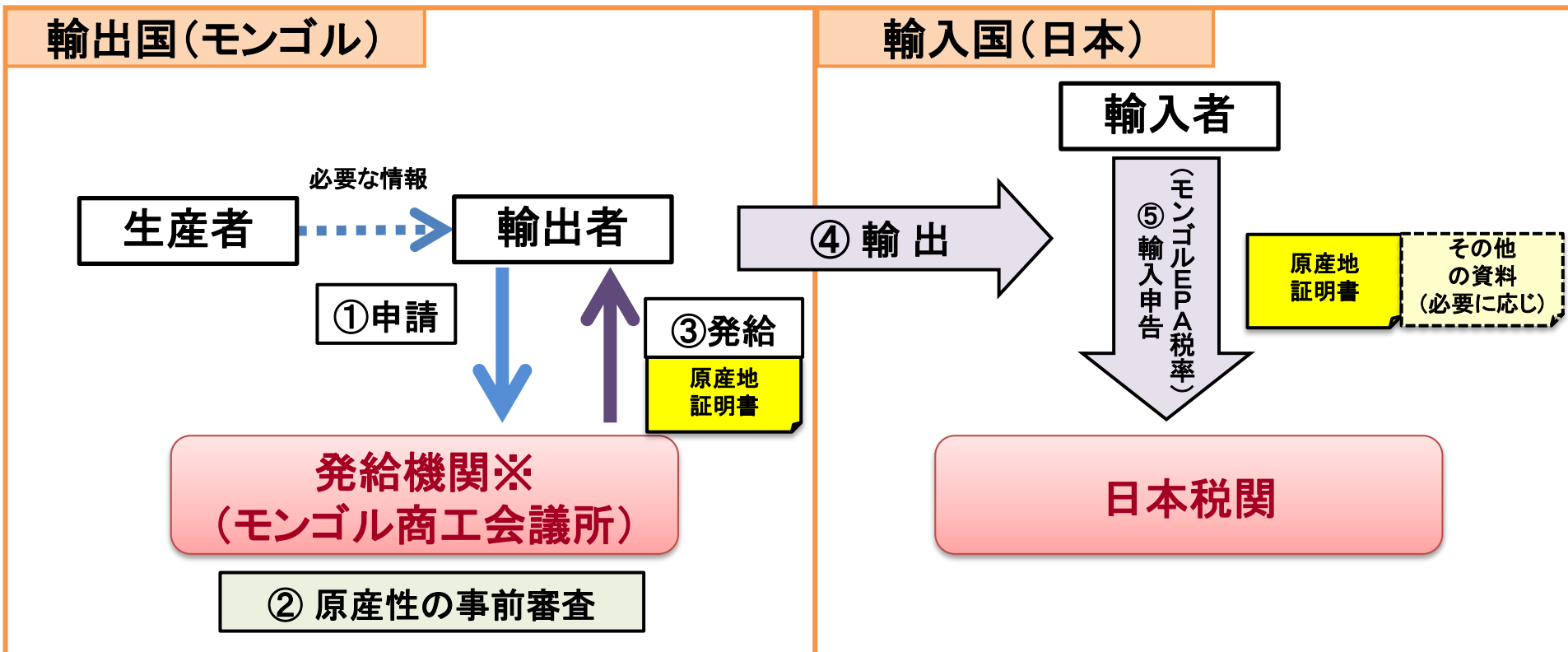
- (a) 一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。
- (b) その後の毎年の引下げは、毎年四月一日に行う。

# モンゴルEPA税率の適用手続(第三者証明制度)

○輸出者の申請により、貨物の輸出前に輸出国の発給機関が事前に審査を行うことによって原産地証明書を発給する。

○輸出者と生産者が異なる場合などは、輸出者が生産者から原産品であることを証明する情報を得るなどして発給申請することになる。

○輸入者は、EPA税率を適用して輸入申告する際に、原産地証明書を輸入国税関に提出する。



※日本からの輸出の場合、発給機関は「日本商工会議所」(<http://www.jcci.or.jp/>)

# 諸外国の証明手続の類型

← 輸出国政府が証明に関与 →

## 第三者証明

輸出者の申告に基づき、輸出国政府(発給機関)が発給する原産地証明により、輸入者が証明

取引毎の原産地証明、原本が必要(コピー、電子媒体不可)

アセアン、**日本**、中国

## 認定輸出者自己証明

輸出国政府が認定した認定輸出者が作成した原産地申告により、輸入者が証明

取引毎の原産地申告(コピー、電子媒体可)

EU、スイス

※**日本が、スイス協定、ペルー協定、メキシコ協定で導入**

← 完全自己申告 →

## 事業者による自己申告

輸出者/製造者/輸入者が作成した原産地申告文書により、輸入者が証明

取引毎の原産地申告文書(コピー、電子媒体可)

米国、カナダ、メキシコ、チリ、豪州、ニュージーランド

※**日本が、オーストラリア協定で導入**

# 【日豪EPAの自己申告制度について】

日豪協定上の原産地に関する証拠書類の種類  
日豪協定第3.17条の規定により、

## 原産地証明書

第三者証明制度によるもの  
(※様式はACCI発給のものとはAIG発給のもの2種類あります)

原産地証明書

または

## 原産品申告書

自己申告制度によるもの

+

原産品  
申告  
明細書

その他の書類  
(契約書、  
総部品  
表等)

原産品であることを  
明らかにする書類

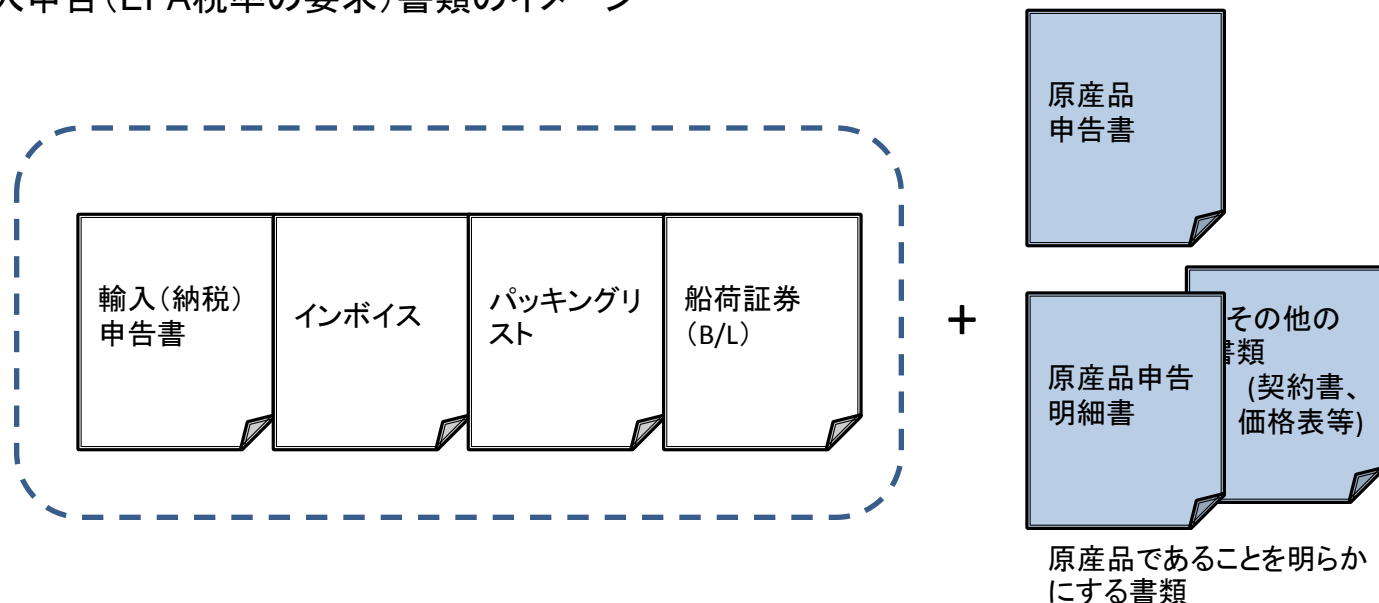
原産品申告書

のいずれかの文書が特恵待遇要求(=日豪EPA税率での申告)の際に提出する証拠書類。

# 自己申告制度の具体的な輸入申告方法

- ◆ 通常の輸入申告書類に加え、原則として、原産品申告書及び原産品であることを明らかにする書類の提出が必要。
- ◆ NACCSを利用して電子的に提出が可能(原産品申告書及び原産品であることを明らかにする書類の原本の提出は不要)。
- ◆ 原産品申告書及び原産品であることを明らかにする書類を提出する際に使用する書面については、税関様式として定める。

※輸入申告(EPA税率の要求)書類のイメージ





# 「自己申告制度利用の手引き」はこちらから確認できます



(下にスクロール)

ピックアップ

(ピックアップ中)  
原産地規則ポータル

①税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp/>) トップページから下にスクロールし、「ピックアップ」中「原産地規則ポータル」をクリックします。

②原産地規則ポータル中「原産地証明手続」をクリックします。

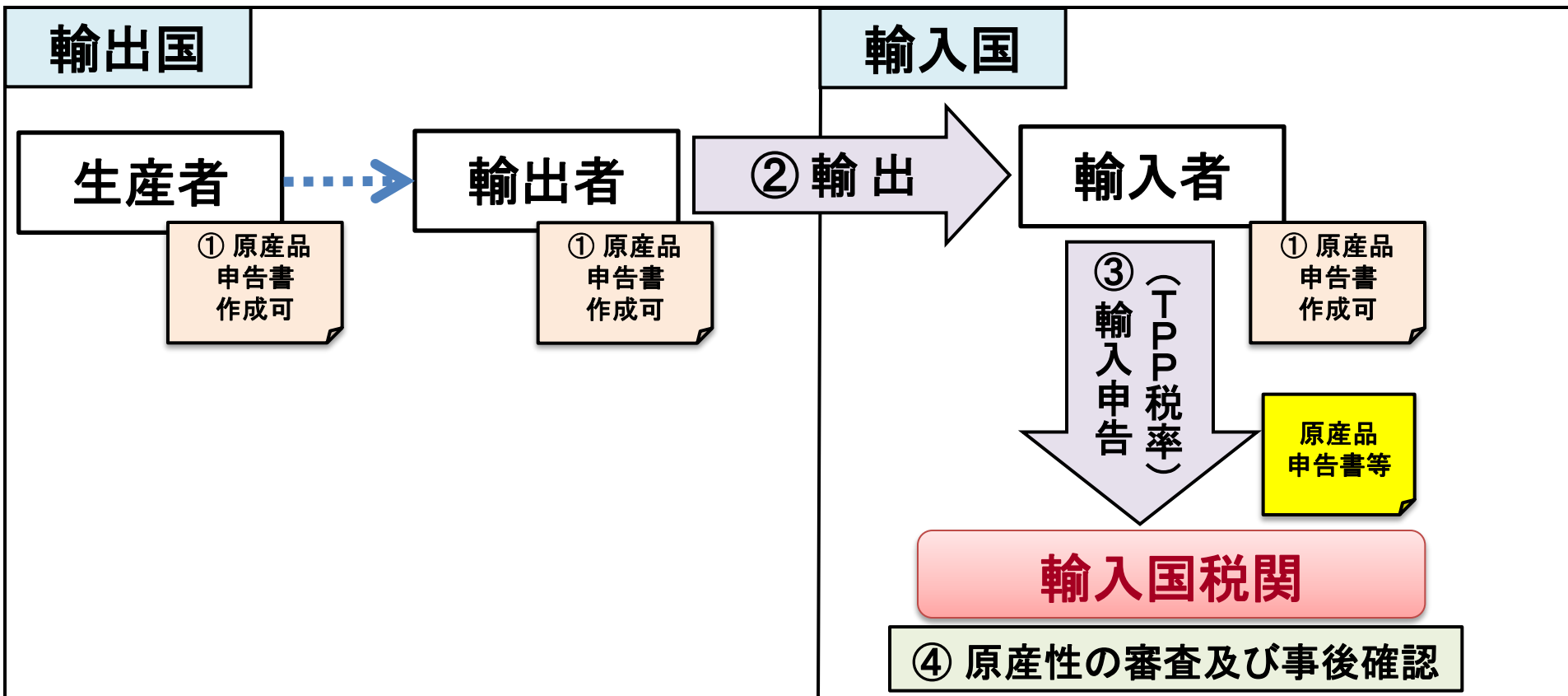


(下にスクロール)

③下にスクロールすると、「自己申告制度利用の手引き」を確認できます。

# TPPの特恵要求手続(自己申告制度)

- 日豪EPAと同様、TPPにおいても自己申告制度が採用されている。
- 輸出者、生産者又は輸入者が原産品申告書の作成ができる。
- 輸入者は、TPP税率を適用して輸入申告をする際に原産品申告書を税関に提出。  
(※)我が国での輸入に際しては、原産品であることを明らかにする書類(明細書等)の提出も必要。



# TPP原産地規則の概要

- TPPにおける関税の特恵待遇(TPP税率)は、「TPP原産品」に対してのみ適用される。
- TPP原産地規則章では、「TPP原産品」の定義(原産地基準)やTPP税率の申告手続(原産地手続)等を定めており、(1)第A節(原産地基準)、(2)第B節(原産地手続)、及び(3)品目別規則(PSR: Product Specific Rule)から構成されている。

## 第A節(原産地基準)

### 〈TPP原産品〉

①完全生産品、②原産材料のみから生産される産品、又は③PSRを満たす産品(産品に応じて関税分類変更基準や付加価値基準等)のいずれかを満たす産品はTPP原産品となる。

### 〈累積〉

原産材料の累積(モノの累積)のほか、生産行為の累積も認められている(域内他国の原産品や生産行為を自国の原産材料や生産行為とみなす)。

## 第B節(原産地手続)

### 〈特恵要求手続(証明手続)〉

事業者(輸入者、輸出者又は生産者)自らが原産品申告書を作成することができる自己申告制度が採用されている。

### 〈確認手続(検証)〉

輸入国税関は、輸入された産品が原産品であるかどうかを確認するため①輸入者への情報提供の要請、②輸出者、生産者への情報提供の要請、又は③それらの施設への訪問、を行うことができる(輸入国税関による直接的な検証)。また、輸入国から要請があった場合には、輸出国政府による検証の支援(協力)も可能。

## 品目別規則(PSR)(附属書三-D)

それぞれの産品に応じた関税分類変更基準や付加価値基準等の原産地基準(原産品となるための要件)が設定されている。

※繊維及び繊維製品については、別途、繊維章において原産地基準等が設けられている。

# TPP原産地規則の概要(つづき)

○TPP協定が2015年10月に大筋合意された。2016年2月4日に署名。

## 第3章. 原産地規則及び原産地手続

輸入される製品について、関税の撤廃・引下げの関税上の特惠待遇の対象となるTPP域内の原産品として認められるための要件及び特惠待遇を受けるための証明手続等を定める。

本章のルールにより、例えば以下のようなメリットが考えられる。

(1) TPP特惠税率の適用が可能な12か国内の原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)

(2) 輸出者、生産者又は輸入者自らが原産地証明書を作成する制度の導入(貿易手続の円滑化)

(3) 完全累積制度の実現

TPP協定においては、複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。日本が締結済みのEPAにおいても、メキシコ、ペルー等で完全累積制度を採用している。

出所: 内閣官房ホームページ「環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)の概要」(内閣官房TPP政府対策本部作成資料)

(参考)「完全累積制度」概念図

(例)原産地規則が「付加価値45%」の場合(数値・図はイメージ)



(4) 広域FTA化による原産品輸送の容易化(立証負担の緩和)

二国間のFTAにおいては、製品の輸送の際に第三国を経由した場合には、当該貨物の原産性が維持されているか否かについて輸入国税関に対し立証する負担がある。一方で、TPPは全ての締約国を一つの領域とみなす広域FTAであり、全ての締約国の領域内を移動する限りにおいては、貨物の原産性が維持されることになる。60

# 輸出者の皆様へ

○ EPAの内容は、日本及び締約相手国でも取り扱いは同じですので、原産地規則を満たせば、輸出締約国でも特恵税率で申告できます。

○ 輸出の際にご参考となるHPの例

- 特定原産地証明書の取得について・・・日本商工会議所HP  
<http://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/>
- 輸出先締約相手国における譲許表を調べる・・・外務省HP  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html>  
(各EPAの英文テキストに各国の譲許表が掲載されています)
- 輸出先締約相手国の情報を入手する  
・・・日本貿易振興機構(ジェトロ) <http://www.jetro.go.jp/>



輸入通関をよりスムーズに行い、一層の正確性を期すため、  
関税分類、原産地、関税評価、減免税についての

# 「文書による事前教示」 をご利用ください！

「文書による事前教示」とは、

輸入を予定している貨物の分類(税番)、関税率、原産地、課税価格の算出  
方法等を文書で照会し、回答を文書で受けることができる制度で、

- 事前に税番・税率等がわかるので、原価計算が確実にでき、輸入計画や販売計画が立てやすくなる。
- 貨物の税番・税率等がわかっているため、貨物の引取りが早くなる。
- 回答内容は、照会された商品の輸入通関審査に際し3年間尊重される。

などのメリットがあります。



カスタム君

◎ 《 文書による事前教示照会書の様式の入手方法 》

- ・税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からダウンロードできます。
- ・トップページの右側の「▼税関手続きの案内」→「税関様式及び記載要領」→「関税法関係[C]」で様式の一覧表が表示されます。
  - 関税分類については、「事前教示に関する照会書 (C-1000)」
  - 原産地については、「事前教示に関する照会書(原産地照会用) (C-1000-2)」
  - 関税評価については、「事前教示に関する照会書(関税評価照会用) (C-1000-6)」

◎ 《 具体的な手続等に関しては、関税法基本通達7-17、7-18、7-19の2をご参照ください。 》

- ・税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からご覧になれます。

# 本日の説明事項

## 1. 特恵税率と原産地規則

HS番号、特恵適用対象国、特恵税率の設定  
(STEP0~STEP2) についてご説明しました。

## 2. 原産地基準（原産品とは）

原産地基準（STEP3）についてご説明しました。

## 3. 積送基準と手続的要件

積送基準（STEP5）、手続的要件  
(STEP4) についてご説明しました。

## 4. 原産地規則の最近の動向

日モンゴルEPAの発効、日豪EPAやTPP  
の自己申告制度等についてご説明しました。

ご清聴ありがとうございました。

お気軽に

総括原産地調査官（東京担当）

03(3599)6527

にご照会ください！

